

第百九回 参議院 環境特別委員会 會議録第六号

昭和六十二年九月九日(水曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

九月七日

辞任

山東 昭子君

補欠選任

浦田 勝君

九月八日

辞任

関口 恵造君

補欠選任

木宮 和彦君

宮崎 秀樹君

田淵 勲二君

沓脱タケ子君

中曾根弘文君

一井 淳治君

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松尾 官平君

石井 道子君

曾根田 郁夫君

丸谷 金保君

高桑 栄松君

青木 幹雄君

石本 茂君

浦田 勝君

堀木 又三君

木宮 和彦君

中曾根弘文君

原文兵衛君

星 長治君

一井 淳治君

小川 仁一君

渡辺 四郎君

広中和歌子君

近藤 忠孝君

国務大臣

国務大臣 (環境庁長官)

政府委員

環境庁長官官房

環境庁企画調整

局長

環境庁企画調整

局長

環境保健部長

環境庁大気保全

局長

事務局側

第二特別調査室

説明員

大蔵省主税局税

制第二課長

通商産業省機械

情報産業局自動

車課長

建設省道路局道

路環境対策室長

建設省住宅局市

街地建築課長

自治省税務局府

県税課長

橋本 敦君

山田 勇君

稲村 利幸君

山内 豊徳君

加藤 陸美君

目黒 克己君

長谷川 慧重君

菊池 守君

薄井 信明君

中川 勝弘君

松浦 佐君

梅野 捷一郎君

小坂 紀一郎君

本日の会議に付した案件

○公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院

送付)

○委員長(松尾官平君) ただいまから環境特別委

員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る七日、山東昭子君が委員を辞任され、その

補欠として浦田勝君が選任されました。

また、昨八日、関口恵造君、宮崎秀樹君、田淵

勲二君、沓脱タケ子君が委員を辞任され、その補

欠として木宮和彦君、中曾根弘文君、一井淳治君、

橋本敦君が選任されました。

○委員長(松尾官平君) 公害健康被害補償法の一

部を改正する法律案を議題といたします。

去る二日の委員会において委員長から要望しま

した資料につきまして環境庁から発言を求められ

ておりますので、これを許します。加藤企画調整

局長。

○政府委員(加藤陸美君) ただいまの中央公害対

策審議会の議事録の件について、中央公害対策審

議会会長にお会いし、御要望の御趣旨をお伝えし

て相談いたしました。

中公審会長の御意向は次のとおりでございます。

以上のとおりでありますので、何とぞ御理解を

賜りますようお願いいたします。

○委員長(松尾官平君) これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤忠孝君 委員長、議事進行について発言し

ます。

○委員長(松尾官平君) 速記をとめてもらいま

す。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(松尾官平君) 速記を起こしてくださ

い。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 今の局長からの御報告、大変重大

な問題だと思っておりますので、長官の御意向をしかと

承っておきたいと思っております。ただいまの局長から

の報告については、長官もそのように受けとめて

おると考えて間違いないと思いませんか。というの

は、中公審会長からの回答でございますが、これ

はあくまで環境庁長官に対して行われたものだと思

いますので、その点改めてひとつまず確認をし

ておきたいと思っております。

○国務大臣(稲村利幸君) 中公審の議事録等の提

出要望につきましては十分重みのあるものと私は

受けとめております。しかしながら環境庁として

は、中公審の決定、会長のお考えを尊重し議事録

などの取り扱いについて対処していくことが適当

であると考えておりますので、この点十分御理解

を賜りたい、こう思います。

○小川仁一君 ただいまの御答弁、いろいろと私

の方から申し上げた結果、経過的には委員の皆さ

んが御承知のとおり、私の要求に対して理事会が

開かれ、理事会の決定によって山東昭子前委員長

が当委員会に環境庁に提出を求めたものでありま

す。その際委員の皆様もなにかとも御異議がござ

いませんでした。したがってこれは私の推定では、当然、委員部としては委員会決定と同じように扱われた文章であると理解をいたしております。

この際それに付随して申し上げたいことは、この理事会の決定なり委員会の決定を環境庁と中公害会長が恣意的な態度で、何ら法的な根拠もないままに拒否、無視なさるというところは、今後の委員会運営上非常に大きな問題が出てくると思っております。

私たち委員会は、国会の一つのルール、例えばこの委員会の運営なら理事会の決定、委員長が発言によつて審議をいたしておりました。その理事会の決定が無視され、委員長の発言が断られるとなつたら、委員である私はどういう態度でこれから委員会に臨めばいいのかわかりません。理事会の権威ないものとして自由な行動をとっている、委員長が発言が信用できないものという前提で私たちが委員会の審議その他に当たるとすれば、当然のことながら委員長並びに理事会の権威が損なわれ、私は、そういう状況でいくんではならぬ。今後この委員会における行動の自由、対応の自由を保留せざるを得ない。何をやられたら構わぬ、いやいかと、言い方を換えれば、また、今後この委員会が続けられるわけですから、そういうルールというものはきちんとしてこの理事会で決めたい。ただかなければ、私としてはたまたま環境庁の答弁をこの委員会で納得するわけにはいきません。理事会で何をやるんですか、委員会は何をするんですか、委員長は何をするんですか。非常に重要な国会運営のルールにかかわる問題だと思ひます。

それで同時に、私たちは国民の利益を問題にして今討議していますが、私はこの前にも申し上げた。国家秘密とか重要な国家の利益を損なうという問題についてなら私だつてどこまでも要求するといふ気持ちはありません。それは外交上とかいふ大きな問題があるんですから。しかしこれは国民を対象にしたものですから、ぜひこういう

問題を再度環境庁として考えていただきます。

ここにジュリストという本の座談会がございます。御出席の方は加藤一郎さん、橋本道夫さん、森島昭夫さん、香川順さんという方でございす。読ませていただきますというところ、この方々はいかなる中公害の委員でございす。その方々が自由にお話をなさつておられ、果たしてそれが議事録の討議であつたのかどうかということも非常に審議過程として疑問を感じるものがあります。反論はございしましたが、違つた意見はございしましたが、違つた意見や反論の中身はおつしやつていないわけですね。一方にこういうふうな市販される雑誌に審議の中身が堂々と載つていて、また経団連の方にも全部回つてこれが正式に報告されているという。こういう状況が他の場所、他の会合の中で行われておりますときに、何で国会議員である我々が、その資料を入手して正確な資料に基づいて国民の利益に合致するような討議ができないのか、なぜそれをさせないのか。こういうことに対して私は、国民から信託を得た国会議員として非常な憤りを覚えます。したがつて、議事録提出には最後までこだわり続けます。

以上申し上げたことをぜひ理事会において御審議をお願いしまして、理事会のお扱いをお願いしたいと思います。そうしなければ私は、不正確なこういうジュリストの本やその他に沿つて質問をしていかなければならぬ、突き合わせだけでも大変なむだな時間が必要と思ひますのでぜひお考えをお願いしたいと思います。

○丸谷金保君 非常に重要な問題でございすし御質問でございすのでこの際理事懇談会で少し検討させていただきますと思ひますが、委員長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(松尾官平君) 暫時休憩します。  
午後十時十七分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(松尾官平君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。本日、都合により、小川仁一君及び近藤忠孝君の質疑は次回に回すことといたします。

○一井淳治君 環境庁長官にまずお尋ねいたします。この委員会は、七日に板橋区大和田の交差点付近の大変な大気汚染箇所を視察いたしました。その時、人の体をむしばむ大気汚染の実態というものを身をもつて体験してきたわけがございす。長官は第百八回国会の冒頭で、

環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな自然環境を保全するとともに、調いと安らぎのある快適な環境の創造を目指す重要な使命を帯びた行政であります。私は、今日の経済社会の変化に対応して環境行政がその使命を全うできるよう、その責任者として全力を注ぎ込んでまいる所存であります。

このように決意を御表明になつておられるわけがございすけれども、大気という人間に一番密接な環境を保全し、国民の命と健康を守つていく上での環境庁長官としての責任をどうお考えになつておられるのか、ここで改めて決意のほどについてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) お答え申し上げます。環境行政は国民の健康の保護を使命とするものであり、あくまで、国民の健康と生活を守る立場から時代の変化に対応した施策を進めていくことが基本であると考えております。

今回の公健制度の見直しは、制度をより公正で合理的なものとするためのものでございまして、大気汚染による健康被害の予防に重点を置いて総合的な環境保健施策を推進しようとするものでございす。また、窒素酸化物対策などの大気汚染防止対策を一層強化することとしており、国民の健康の確保に万全を期してまいりたいと、今もそ

の所信を述べさせていただいたときと変わらない気持ちで取り組んでおります。

○一井淳治君 大気汚染と健康被害との関係の評価等に対する専門委員会の報告の中に環境庁のaの調査、bの調査と二つの調査が記載されておりますけれども、この二つの調査は何を目的としてなされたのか、この調査の目的についてお尋ねしたいと思ひます。特に本件の五十八年十一月十二日の諮問とは関係ないと思ひますけれども、そういう点についても回答いただきたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) この環境庁が行いました二つの疫学調査は、いずれも大気汚染と健康影響との関係を検討するというに資するといふ目的で実施をいたしましたものでございす。この目的に従ひまして三十三地域あるいは五十一地域それぞれ調査をいたしております。総計四十五万人を超える回答数を得た国際的にも例のない最高レベルの調査でございまして、いずれも昭和三十一年代それから四十年代への調査の問題点を改良いたしましたものでございす。

○委員長(松尾官平君) この際申し上げます。都合によりこの議場内の喫煙は御遠慮願ひたいと思ひます。

○一井淳治君 このa、b両方の調査を読みますと、調査の対象として小学生の両親、祖父母といふものを選んでおられるわけがございすけれども、なぜそうなつたのか。また、どういった人たちの指導といふんですか、検討の結果そういうふうになつたのか。そのところを回答いただきたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) 少し詳しく申し上げますと、ただいま申し上げました規模の調査でございす。昭和三十一年代から四十年代に行われておりました調査は主としてBMR方式の間診調査といふのが行われておつたのでございす。この以前に行われておりました調査が、調査員が本人と面接をして行うという必要があるために大人数を対象とすることができない、あるいはまた調

査員による偏りが生ずるおそれがある、こういうようなことを改良いたしましたものが環境庁が行いましたこの二つの調査でございます。

この先生の御指摘の点がその対象となるところの選び方に影響してくるのでなお詳しく申し上げますと、今回のATSにおきましては、調査対象者が質問票によりまして自分で記入できるように工夫をしたという大前提があるわけでござい

ます。そして、この調査を行いましたが場所が主として小学校を中心として行ったのでござい

ます。したがって、成人用だけではなくて児童用の質問票というものがあつたわけでござい

ます。ぜんそく等の各種の症状につきまして、それぞれ児童、成人の各種の疾病に対応する等内容も充実した形でもつて行ったのでござい

ます。したがって、先生から御指摘がありましたけれども、当初三十年代、四十年代に行いました調査を改良いたしたものがこの環境庁が行った調査なのでござい

ます。その内容につきましては、この調査におきましてもそれぞれのパーセントで児童、成人等についても行っているの

でございますが、結果といたしまして小学生の児童を有する家庭の人員構成と大体イコールになる、こういうこと

でございます。結果として老人とかあるいは子供、乳幼児の比率が若干下

がると、こういうことは事実でございます。しかしながらこの調査につきま

しては、成人以外の高齢の者につきましてもデータは出ておるのでござい

まして、そのデータにつきましてはこの専門委員会の中でも審議をしたという経過があるの

でございます。○一井淳治君 私がお尋ねしたのは、調査の対象として小学生の両親や祖父

母が選ばれたこの事情なんですか、結局こうい

うことなんでしょうか。小学生を学校に呼ぶ際両親とか祖父、こうい

う保護者も学校へ呼んでその学校で調査をしたと、そのためにこうな

ったんだと、そういうふうにお聞きしていいんでしょうか。○政府委員(目黒克己君) 大気汚染にかかわりま

すぜんそく等の疾病の比率がやはり児童に圧倒的に多い、こ

ういう状況がまずございまして、したがって小学校を中心といた

しまして質問票を配つてそして記入をしていただいたと、こ

ういう経緯でございます。○一井淳治君 そうすると発想とすれば、小学生を調

べたいという発想から進んだわけなんです。○政府委員(目黒克己君) この発想といたしまし

ては、基本的には小学生それから同居する両親、祖父母等を対象と

しているのでございます。○一井淳治君 その調査の目的なんです

が、全般的な調査ということで出されたんでしょうか、それとも小学生を中心とした調査とい

うことだったんですか。○政府委員(目黒克己君) 先ほど申し上げましたように学校単位で

まず小学生、それからそれに同居いたします祖父父母、こ

ういう者がある程度想定をいたしましてその中で調査を行

ったというございまして、この成人の中で三十三歳、四十歳代の者が結果として非常に高くな

りまして五十歳以上が相対的に少なくなりますが、先ほど申し上げましたように五十歳以上の者

につきましてもその報告はいたしておるところでございます。○一井淳治君 そうい

った調査をするにについては疫学の専門家が加わって計画を練っておるんですか。どう

なんでしょうか。○政府委員(目黒克己君) この調査にかかわりました先生方、疫学調査の方

々がデザインをされまして、またこの専門委員会のメンバーの中にもその先生方がお

入りいただいているところございまして、もちろん全員というわけではござい

ませんが、主な先生方がそれぞれお入りいただいていると、こ

ういう現状でございます。○一井淳治君 この調査は特定の階層、年齢的な階層を選

んで調査をするという結果になっておるわけでございますけれども、年齢層別のグル

ープで大気汚染に抵抗の強いグループあるいは抵抗の弱いグル

ープ、それを選び出すような調査といったものはかつておやりにな

ったことがあるんですか。この年齢層は大気汚染に強いとか弱いとか、そ

ういったような調査を今までなさったことがあるんですか。○政府委員(目黒克己君) 特

に小学生を対象といたしましてこのような疫学調査をするという理由でございますけれども、一つは、乳幼児等の問題については母親が

かわりに書くといったような状況でそれは当然含まれてくるという考

え方でございます。いずれにいたしましても、小学校をもとにいたしま

してこの地域を、四十万に余るサンプルをつかまえるということ

でこのようなデザインを組み込まれたというふうに私も考えているの

でございます。御指摘の老人の部分につきましてはこの調査の中にも入

っているのでございます。○一井淳治君 私は、年齢層別にどうい

ういう年齢層が大気汚染に対して強いのか弱いのか、そういった点を知る

ための調査があるのかどうかをお聞きしたかったんですけれども、私

の知っている限りではありませんし、今の御回答にもそういうのがあ

るようなお答えはなかったもので、ないという前提で進めさせていた

たんです。このa、b二つの調査ともに調査の対象が小学生と同居の父

母、祖父父母が対象となつておるわけでございますけれども、そ

ういいますと、現実の問題として三十三歳代、四十歳代の壮年層は

いてお尋ねしたわけでございますけれども、その点については回答がいただけませんので、その点の欠陥をこれは認めざるを得ないんじゃないかというふうな私今の回答を聞かしていただきまして、もう一つの点についてお尋ねしたいと思っております。

それは、このa、b両調査とも非常に対象地域が広範囲でございまして、a調査の方が九都道府県、b調査の方が二十八都道府県になっております。気候要因、社会的要因とか全部異なる地域を十把一からげに調査の対象としているという点非常に不適切なのではないのでしょうか。特に、地域指定の妥当性、地域指定の可否について取り上げてこれの解除等を考えていくというのであれば、指定地域と諸条件の似通ったほかの地域とを比較するという手法をとらないと疫学調査としては意味がないんじゃないかというふうに思っていますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(目黒克己君) 私ども環境庁におきましては我が国の現状の大気汚染と健康影響との関係を見るために調査をいたしましたのでございます。そしてまた企画をしたのでございますけれども、特定の地域のみを対象とするということは適當ではないというふうに考えたのでございます。すなわち、大気汚染レベルの非常に低い地域から我が国の最高濃度レベルの地域までを含めて、低い地域も高い地域も含めてそして先ほど申し上げましたような対象の中で見ていく、それで全国的なレベルの判断に資する、こういうことでこの調査を行ったものでございまして、地域の選び方につきましては、非常に濃度の高いところと低いところというところで影響がどう違うかということと調べるといふことでこの地域の選定をいたしましたのでございます。

○一井淳治君 この調査に当たられましたは、既存の指定地域の解除をするかどうかとか、既存の指定地域の妥当性というふうなものを考えよう、選び出そうと、そういうふうな予定をあらかじめ持たないでこういうふうな調査をなさっておるわけでは

けでしよう。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点でございまして、私もあくまでも現状の大気汚染の状況の中でこの調査を計画しそして設定したものでございます。つまり、先ほどのものをもう少し追加いたしますと、それが答えになるかどうかかわかりませんがちょっと申し上げさせていただきますと、石油化学コンビナートからの硫酸酸化物が主たる原因でありましたところは同一の都市の中で汚染レベルの異なる地区を設定することが可能でございました。さまざまな汚染源から発生する窒素酸化物やあるいは大気中の粒子状物質が主たる汚染物質である現在では近接した地区で汚染レベルの異なる地区を設定することが困難であつたという事情がございまして、なお四十年代後半において行われました調査、例えばいわゆる六都市調査等では既にこのような全国的な調査は行っているというところでございまして。

○一井淳治君 環境庁の方ではNO<sub>2</sub>と健康被害あるいは複合汚染と健康被害の関連性についてどのような調査をなさっておられるのでしょうか。さきにa、b二つの調査についてはなさつたことはわかつておりますが、そのずっと以前に四大調査とかあるいは全国四十一カ所の地域指定をするに当たつての、最後は五十三年六月に東大阪が追加指定されておりますけれども、そういうふうな地域指定をする際の調査があつたかと思つたけれども、それ以外にNO<sub>2</sub>と健康被害、複合汚染と健康被害の関連性についての調査とすれば何かなさっておられるのでしょうか。これはないようにならうと思つております。

○政府委員(目黒克己君) NO<sub>2</sub>等の健康影響についての調査といたしましては、これまで環境保健部では、国民健康保険のレセプトを用いましたいわゆる受診率調査、それから今申し上げましたATS方式に準じた質問票を用いた有症率調査を行つてきたわけでございます。また大気保全局におきましてその疫学調査を行つてきたのでございしますが、今まで申し上げましたほかに国立公害

研究所等におきましてもある程度の研究というのを予算の範囲内で、例えば二酸化窒素やオゾンの暴露による急性あるいは慢性影響については実験的な研究といったようなことは行われておるのでございまして、御指摘のようなはつきりそういう形でこの調査というものは、今までお答え申し上げましたもの以外にはないでございまして。

○一井淳治君 昭和四十九年十一月二十五日に中公審が「公害健康被害補償法の実施に係る重要事項について」という答申をいたしておりますけれども、その答申の第四の「附言」の中に、今後の窒素酸化物等の検査方法について必要性とかその方向について述べられております。それからまた、この環境委員会またはその前身の委員会におきまして、挙げれば切りがないんですけども、四十九年五月の二十九日の参議院、五十一年三月二十九日の衆議院を初めとしてその後八つばかり衆参の両委員会では窒素酸化物等と健康被害の因果関係の究明が必要だという附帯決議がなされておるわけでございまして。政府として当然この附帯決議は守つて調査を進めねばならないというふうに思いますが、ただいまの御答弁では十分な調査がなされてないんじゃないかというふうに思つておりますけれども、その点はいかがでございましょうか。

特に今回の地域指定の解除という方向を出すに当たつては、科学的な知見が足りないということと原因で切り捨てられていないかということもあると思つたので、知見が足りない原因が、結局環境庁の方が附帯決議を守つてきちんと調査研究をしなかつたために知見が足らなかつたということになつたんじゃないかと思つておりますけれども、そのあたりはいかがですか。

○政府委員(目黒克己君) この中央公害対策審議会の専門委員会におきましては、今まで申し上げました疫学調査のほかに内外の科学的な知見を集めまして、またその上に動物実験とかあるいは人への実験的な負荷研究とかあるいは臨床医学的な知見といったようなものを総合いたしましたして、そ

して総合判断に基づいて一つの評価を行つたというように報告書に記載されておるのでございまして。また私どももこの専門委員会の結論は、集め得る内外の最も科学的な知見を収集した結果総合的に判断をされた、このように受けとめておるところでございまして。

○一井淳治君 その内外のいろいろな研究成果を取り集められたことはわかるんですけども、しかし環境庁として、もう少し附帯決議に従つて調査研究をおやりになつてもつと科学的な研究を進めざるべきであつたと思つております。その点ができていないように思つてございまして。その点けれども、環境庁としては独自の調査の機関なり施設をお持ちなんですか。それとも委託研究でやつておられるんですか。また、NO<sub>x</sub>や複合汚染との関係の健康被害の影響調査については毎年どれくらいの予算を今まで用いておられるのでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) これは大気局でやつておりますもの等々もございまして公害研究所でやつておりますものもございしますが、まず先ほど来申し上げました二つの有症率調査におきましては、五十二年から五十八年度までに毎年二千万から三千万円程度の予算で実施をいたしてまいりました。また大気保全局におきましても、五十四年度から六十年度までに毎年三千万円程度の予算で疫学調査を実施してきてございまして、そのほか国立公害研究所におきましても、五十二年から五十六年度まで毎年三千万から四千万円程度の予算で二酸化窒素やオゾン等の先ほど申し上げました実験的な研究を行つてきたところでございまして。したがって私ども、やはりこの分野の専門の先生方をお願いし、また関係各方面にそれぞれ御協力をお願いして委託調査ということをやつていけるものもあれば、公害研究所で直接やつていけるものもある、こういうふうなところでございまして。

○一井淳治君 大気汚染の状況がSO<sub>2</sub>中心の時

代からNO<sub>x</sub>や複合汚染を考えねばならない時代  
に変わつてきておるわけですから、NO<sub>x</sub>や複合  
汚染の健康被害への影響やその性格、内容につ  
いてもっと本気で研究に取り組んでいただかなければならないんじゃないかというふうに思います。  
その研究や努力を怠つておいて、研究の成果が上  
がらないうちにこの専門委員会報告程度のこと  
で地域指定の解除をするのはどうかと思いますが、  
その点いかがでありましょうか。もう少し研究を  
進めていつてそういった因果関係なり影響とい  
うものももう少し説明された後に見直すべきでは  
ないかというふうに思いますけれども、その点はい  
かがでございましょうか。

○政府委員(目黒克己君) 先ほど来申し上げま  
したように具体的なテーマとしていろいろございま  
すけれども、多数の調査を行ったほか、科学的な  
当時の文献等々をできる限りその時点でのベストの  
ものを集めた結果行いましたものでございまして、  
私ども、この専門委員会報告は極めて今の時  
点での集めることができる最高の科学的な知見を  
集めたものである、このように考えておりますし  
て、この専門委員会報告を根拠といたしましてそ  
れを踏まえて一つの答申を出したという経過につ  
きましては、私どもこれは科学的な知見を十分踏  
まえていると、このように考えているところでご  
ざいます。

○一井淳治君 今回の中公審の答申の「指定地域  
の今後の在り方」という項目の中に、

本制度において、一定の地域を指定地域とし  
て指定し、補償給付を行うことが合理的である  
ためには、①人口集団に対する大気汚染の影響  
の程度を定量的に判断でき、②その上で、  
その影響が、個々の地域について、地域の患者  
をすべて大気汚染によるものとみなすことに合  
理性があると考えられる程度にあること、が必  
要である。

ということであるが、この二要件が必要だとされておるわ  
けでございませうけれども、この二要件については  
専門委員会の報告書にも全く触れられていないわ

けでございませうが、この二要件はどこから出てき  
たのでございませうか。

それからこの二要件を考えた時点では、この①  
と②の二つの要件を証明するだけの科学的な知見  
が専門委員会報告の中にはないというところは、さ  
きりしておるわけではございませうから、①と②の二  
要件を立てるということとは、わかりやすく言いか  
えると、地域指定を解除しようという意図があつ  
たんだ、解除する目的を持ってこの二要件をつ  
くつたというふうな考えざるを得ないわけでは  
ございませうけれども、そのあたりはいかがでござい  
ましようか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の二つの条件と  
いうことにつきましては、これは大気汚染の幾つ  
かの前提があつた上であるという御議論を審議会  
でもいたされ、あるいは国会でも再び御審議をいた  
されたものでございませうが、御指摘の二つの条件  
とは、大気汚染以外の原因でも発症いたしますぜ  
んそく等の患者さんたちにつきまして、指定地域  
と指定疾病と暴露要件という三つの切り切り  
によって、一定地域の指定された地域内のすべての  
患者さんにはもうすべて大気汚染によるものとい  
ふふうに制度の上でみなしていただく、こういう本制  
度の運用として当然あるわけではございませう。そ  
ういう切り切りの上で必要となる条件ということ  
で、従来の指定の考え方を含めまして中央公害対  
策審議会での考え方を示したのでございませう。

この考え方をもう少し詳しく申し上げますと、  
大気汚染がぜんそく等の主たる原因であると考え  
られるような状況におきましては、この二つの条  
件の第一番目の「人口集団に対する大気汚染の影響  
の程度を定量的に判断でき」という点につ  
いて、疫学等の手段によつて大気汚染物質が何pp  
mになれば一般に地域の有症率がどの程度になる  
かということを示すことができたわけではございま  
す。もう少し平たく申し上げますと、大気汚染の  
状況によりまして一般に地域の有症率がどのくら  
いというふうなことがはつきり定量的に判断でき  
ると、こういう意味のことではございませう。例えて

申しますと、昭和四十九年十一月の答申におきま  
しては医学的な総合判断の上に立ちまして二酸化  
硫黄に関して具体的な数値を示したものでござい  
ます。

それから次に二つの条件でございませうが、今  
申し上げました条件の上で「その影響が、個々の  
地域について、地域の患者をすべて大気汚染によ  
るものとみなすことに合理性があると考えられる  
程度」というところのくだりでございませうが、こ  
の点につきましては、制度上、これは先ほど申し  
上げましたように多くの他原因でもつて生じます  
ぜんそく等の患者について、みなすというよう  
なことがございませうので、制度の上で、他の原因を  
無視して地域の患者全員を補償の対象とすること  
が妥当であると考えられるような程度というので  
ございませう。例えば大気汚染による影響がぜんそ  
く等の原因の過半となつておるとみなし得る、こ  
ういうような状況のことを指しているものでござい  
ます。

今の二つの条件等々考えまして、特に二つ目の  
ことにつきましては、大気汚染がぜんそく等の主  
たる原因であると考えられ得る状況下では、昭和  
四十九年の答申に見られるように、疫学調査すな  
わち医学的な調査によつて地域の有症率というも  
のが自然有症率の二倍以上となつておるような場  
合ということがこれに当たるといふ、このような  
考え方が妥当であると考えられ、現行の指定地域  
はこの条件に該当したということで行つておるの  
でございませう。

以上申し上げましたように、この二つの条件と  
いうものを示しましたのは、先ほど来申し上げて  
おりますようにこの一つの切り切りというものの  
議論の結果、審議会の過程において、専門委員会  
報告とそれから委員会の議論等の中でこのような  
ものを踏まえてこのような結論に到達したのでご  
ざいます。

○一井淳治君 もう少し簡単にお答えいただいた  
方がいと思ふんですけども、結局、この①と  
②の要件というのはどこから出てきたんでし

か。

○政府委員(目黒克己君) この二つの要件につ  
きましては、この制度発足当初からのいきさつある  
いは当時の状況、あるいはその当時の審議会の答  
申等を踏まえて、あるいはまたそれに科学的な知  
見等を踏まえて審議会が出されたものと、このよ  
うに私どもも理解しておるところでございませう。

○一井淳治君 結局、作業小委員会がこの文章を  
つくつたわけですから、作業小委員会の人がこ  
ういうふうな案文をつくつたと、そういうこと  
でしょうか。

○政府委員(目黒克己君) この答申は、この専門  
委員会報告を踏まえまして、またあるいはそのほ  
かの各方面のいろいろな御意見等を踏まえまして  
専門家である審議会の先生方、専門委員会の先生  
方も含めて結論を出されたものでございませう。一  
番当初、作業小委員会でお尋ねのことについて  
当然その文章は議論をされておるのでございま  
す。次いで部会のレベルでこれらの先生方を、専  
門委員会の先生方も含めて最終的な結論となつた  
ものでございませう。

○一井淳治君 そうしますとその段階では、専門  
委員会の報告書に書いてある程度の知見であれば  
①と②に該当する箇所はないというふうな見方も  
可能なわけですから、もうその段階でも既存の指  
定地域は全部切り捨て、そういう結論を持つて  
いいませんか、逆に言うと、既存の指定地域を全  
部切り捨てるためにこの①、②の条件をつくら  
れたというふうな言われても仕方がないんじゃない  
でしょうか。

○政府委員(目黒克己君) この専門委員会の報告  
の中にこの主たる原因ではない云々というくだり  
があつたわけではございませうけれども、それを受け  
て作業小委員会ではこれを御審議いただいたわけ  
でございませう。この御審議の過程の中では、先生  
御指摘のようなことではなくて、むしろ、現行の  
非常に割り切りでもつて行つた制度が科学的な知  
見に照らして妥当であるかどうか、あるいはこ  
ういう条件下でどうだったんだらうと、先ほど来申



てはいないと、このように考えているところでございます。

○一井淳治君 二回も三回も先にお答えをいただいて恐縮なんですけれども、最初諮問では考えていなかった、しかしその後現在のようないふうになったというお答えでございますけれども、結局、今回の答申というものは当初考えておいた諮問よりも非常に拡張していると、その点はお認めになるわけですね。

○政府委員(目黒克己君) 当時の諮問の範囲内であり、かつまた中央公害対策審議会の答申はその諮問の範囲を逸脱していないと、このように考えているところでございます。理由は先ほどもちよつと申し上げましたようなことでございます。

○一井淳治君 法的な権限とかそういうことを聞いているのではなくて、事実の面で、当初諮問した方の考えておいたのはまあ物差しを諮問した、しかしその後いろいろ事情があつて解除するのが妥当だということまでの答申になったと、そういうことなんですね。

○政府委員(目黒克己君) そのとおりでございます。

○一井淳治君 中公審は環境保健部の方に諮問を付託して、環境保健部が専門委員会をつくつて検討されたわけでございますけれども、専門委員会の検討事項は何だったんでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 大気汚染と健康被害との関係の評価等に関する専門委員会報告ということでございますが、専門委員会では、このように大気汚染と健康被害との関係につきまして主として御議論をいただき御結論をいただいたものでございます。

○一井淳治君 そうすると、地域指定の解除が相当かどうかというふうなことは専門委員会には付託してないわけですね。

○政府委員(目黒克己君) 専門委員会におきましては、あくまでも今申し上げましたように大気汚染と健康被害との関係の評価ということをお願い

したのでございます。

○一井淳治君 その専門委員会の報告の後作業小委員会の検討があり、十月六日中公審の環境保健部会に出されてそして十月三十日の最終答申といふふうになったわけでございますけれども、最初諮問された方が考えておいた地域指定をする指定の要件あるいは解除する要件、そういった物差しについてはどこかで審議されたのでしょうか、あるいはどこかの文章で明らかにされておるんでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) この中公審の答申では、今の物差しと申しますか、今のことににつきまして当然経過の中で議論をいたしまして報告をされておるところでございます。

○一井淳治君 そうすると、指定の物差しと解除の物差しについてはどのようにしたんですか。

○政府委員(目黒克己君) これは先ほど御説明を申し上げましたようなことでございますが、中公審答申の中では、特に四十九年答申の解除の考え方というところについて一項を立てまして、その中でただいまお答え申し上げましたような、定量的に判断するのが困難であるというためにこの要件が示し得なかつたという趣旨のことが報告をされておるわけでございます。この辺につきましては、部会あるいは作業小委員会等においてこの部分についてそれぞれ御検討をいただいたものでございます。

○一井淳治君 諮問された基準とすれば、指定する要件と解除する要件と二つあるわけですから、指定する要件の方はどうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) 指定の要件については昭和四十九年制度発足当初につくつておるわけでございますけれども、それと同じものを今私ども使つておるわけでございます。

○一井淳治君 指定の要件について諮問されておるわけですが、これについては諮問に対する答えがないわけですか。

○政府委員(目黒克己君) この地域の指定要件につきましてはこの審議会の中でも、現在の大気汚

染では有症率を決定することができない云々と先ほど来申し上げましたような理由で現時点においては具体的に地域の指定要件とかあるいは解除要件を示すことができないと。私ももうこういう考え方であるのでございます。

○一井淳治君 じゃ、指定要件は結局検討をしなかつたわけですかね。

○政府委員(目黒克己君) 先ほど申し上げましたようにこの制度発足当初の指定要件というのは今あるわけでございますけれども、新たな指定要件ということにつきましては解除要件同様御審議はいただいたわけですが、先ほど申し上げましたように特に示すことができなかった、こういう状況でございます。

○一井淳治君 当初の諮問の一番大事な点ですから、それに対する答申をしないということでは中公審として一番重要な点を怠つておるということになるんじゃないですか。

○政府委員(目黒克己君) 今の先生の御指摘の点につきましてはこの中公審の答申の中でも「指定地域の今後の在り方」ということで「指定地域について」あるいは「四十九年十一月答申に示された解除の考え方について」等々というようにことについて触れておられまして、その中で十分御審議されておられ、結果として先般来申し上げておるような最終的な判断になったものと、このように私も考えております。

○一井淳治君 そうすると結局、解除あるいは指定の具体的な要件は記述されてないわけですね。

○政府委員(目黒克己君) ただいまの御指摘でございますが、現在の大気汚染の状況の中ではつきりした因果関係を示し得ないといったようなことからこのような解除要件あるいは指定要件ということについてつくれなかつた、こういう結論でございます。この点についても十分記載をされておるものといふふうに私も判断しておるのでございます。

○一井淳治君 最初の諮問当時の時点では指定あ

るいは解除の物差しを中心に諮問されたという具体的な事実がある。その後状況の変化があつて、それはもう度外視して全面解除という結論に走つたということになっておるわけでございますけれども、これは結局環境庁あるいは政府の方針がそういうふうに変つた、最初の諮問当時とそれから答申の時点とでは政府の方針が変つたからそのようになったというところじゃないでしょうか。特に最初のころは、三つのケースがあると、例えば一部指定地域を解除するとかいろいろケースが考えられるんだといふふうなことも聞いておつたわけでございますけれども、後で全面解除といふふうになつていったのはやはり政府の方針の変更があつたためではないでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) あくまでも御指摘の点、なぜ指定要件が示されなかつたのか、その指定要件が示されなかつたのは政府の考え方が変わったからじゃないかといふ点につきましては御指摘のようなことではございません。現実にはこの指定に相当するような汚染というものがなくないということもございまして、いずれにいたしましても、大気汚染の状況が非常に大きく変化してこの当時使つておつたいろいろな物差しが通用しなくなつたといふところにこの審議会の経過があるわけでございます。

その辺につきましては専門委員会報告等で科学的知見等を踏まえていろいろ御結論をいただいたわけでございますが、その御結論を踏まえまして、私が先般来お答え申し上げましたような理由で要件を示せないという状況の中でただいまのような結論になつたのでございます。あくまでも審議の経過の中で、この法を公正に運用するという前提から見ますと現行のような形ではなく、一つの正當な公正かつ適正に運用するためには解除相当云々と、こういうような結論に到達したのでございます。

○一井淳治君 その専門委員会の報告あるいは知見ですけれども、結局これはa、bの両調査が最も基本になつておるんですが、このa、b調査は

頑健な層ばかりを対象としているわけですから、当然さらに研究を進める、地域指定の解除にいくにはもつと環境庁の方で努力していただいて、附帯決議もあることですから、科学的な知見をふやしていく、その上で当初の諮問どおり具体的な指定あるいは解除の基準をつくっていくという一つの政策もとって得たでしょうし、あるいはもう全面解除に持っていくんだという一つの政策もとって得たでしょうし、そのところは政策の問題であるわけです。現実には公害の被害者はたくさんおられまして年々ふえておられるわけですから、政策の問題であるというふうに思われますけれども、やはり経団連とのいろんな交渉、そういった中で全面的な解除という方向に進んでいったんではないでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) まず第一番目の答えでございますけれども、一つは、要件云々ということにつきましては科学的な物差しにつきましては、先ほど来申し上げておりますような大気汚染の変化ということで当時できたものができなかったというところでございます。

それから後段の研究調査云々という点でございますけれども、私もやはりこの専門委員会の中で科学的にもベストの知見を集めた結果というように理解いたしておりますので、さらにこの点については今後の課題として研究を進めるといふ点については、これは専門委員会報告等にも提言をされておるところでございますので研究等は続けられていくのでございますが、先ほど来申し上げておりますように、個々の対象に対して補償するというよりは地域全体に対応するという考え方を中公審は示しているわけでございまして、このような方向でまいりたいと、このように考えているのでございます。したがって、この調査研究につきましてはそれぞれの項目についてそれはそれとして今後研究は続けてまいります、全面的に制度を合理的に保つためには今解除してまいるのが相当である、適当であるというように私も考えているところでございます。

○一井淳治君 この指定地域の見直し問題については、昭和五十九年十月一日を第一回として環境庁と経団連との定期的な懇談会が持たれるようになったという報道もあるわけですが、そういう中で見直しについての協議が進んでいったんではないでしょうか。これが審議会の方に反映していったんではないですか。

○政府委員(加藤隆美君) 先生からお話のございました経済界、特に経団連との会談といいますが懇談といいますが、これは数年前からほぼ年に一回ないし二年に一回というような間隔はございますけれども、これはいろいろな問題についていいますか一般的な諸情勢について、あるいは環境問題についてはいろいろな規制も行っておりますので、これにももちろん従って変わらなければいかぬのは当然でございますし、かつまたそれ以外に行政の方針ないし指示に協力していただくというような問題ももちろんあるわけでございますし、それ以外に意思疎通をしておきたいというような一般的な問題について年に一回ないしそれよりちょっと長期間に間を置きますけれども、そういう機会が持たれたことは確かでございます。

ただ、先生がただいまおっしゃいましたようなつながりとして申し上げますが、これは直接あるはずはないわけでございますが、いろいろな議論、意見交換というのはもちろんそれは、そういうところとか何かということだけでなしにいろいろあるんじゃないかということも含めてあるいは先生おっしゃっておりますのではないかと申すわけではございませんけれども、少なくともそういうことによつて環境庁ないしは、審議会とも先生おっしゃいましたが、審議会の審議が変わっていくということとはございませんし、またあるべきでないこととでございます。

○一井淳治君 別に情報交換とかそれをとやかく言うてはいいわけではございません。ただ、例えば五十九年十一月十四日に環境庁と経団連の首脳等が都心のホテルで会談したということが中央紙の第二社会面のトップに出るようなかなり関心の対象になるという事実はあると思うんですが、結局それは、見直し問題がどういふふうに進んでいるのかという世論の関心がそういうふうな記事を書いたんじゃないかというふうな思いがあります。そういう中で例えば五百億円の基金構想とあるいは将来の賦課金額をどうするかとか、そういう問題も当然相談が産業界との間でなされておるんじゃないでしょうか。

○政府委員(加藤隆美君) まず第一点の五十九年の十一月の会合という点、今ちょっと手元に詳しい資料を持っておりますので、五十九年時点に……あるいは先ほどちょっと私御答弁申し上げました環境庁の幹部、これはたしか当時の大臣以下と年に一回というものの例の一つではないかなというふうにも思いますが、ちょっとそれはつまりからではございません。

それから今先生おっしゃいました、例えば基金拠出であるとかあるいはほかの拠出金の取り方の問題であるとかをそういう場で相談する、ないしはしたというところは、少なくとも私の関心する限りはございません。

○一井淳治君 私は、その場での話し合いがあったかなかったかというところは別にとりたてて言っているのではないんですよ。ポイントが結局、五百億円の基金構想が出てきたり、あるいは現在現実に予定がされている将来の賦課金額について、仮にこの法案ができて上がつて、はい将来こういう賦課金を払いなさいと言われた場合に、産業界に私は払いませんよとそっぽを向かれてしまったら基金もできないしどうにもこうにもならない。そうならば当然、前もって産業界の方に根回しをする、話し合いをする。その話し合いの中で、見直しはどうなるんだとか、全面的に指定地域を解除いたします、それについてはこうしようというふうな話し合いができていくと思うんですよ。

そうでないといふこの五百億円という構想も、それは勝手にお役所がつくただけであって全然実行性がない。それはもう常識からして、現在の政治がいいかどうかは別にして、現在の政治の実情か

らすれば当然話し合いができていくだろうと。最近審議会がダミーであるとかあるいは隠れみのあるとかというふうな言われておりますけれども、それが中公審にも反映してそれでこういう方向になったというふうに見られるのが普通のように思われるんですけれども、どうでしょうか。当然前もって話し合いがあるでしょう。

○政府委員(加藤隆美君) まず細かい日付の方で、十一月十四日、五十九年のとおっしゃいますね。同じ日付で会談が行われている日付がまたまございましたので。まあまあその点はちょっと申し上げておくだけです。

その肝心のお尋ねの点でございますが、例えば基金の問題にいたしましても、もちろん最終的に中公審から意見が答申されておるわけでございまして、そういうものを考えていくに当たっては私もよく事務的な打診とか言うわけでございまして。そういう段階では、これは実現しないのでは何ともしようがございせんものではないかと申すので、あらかじめ、どういう意向、どういう考え方があり得るか、あるいは実現のめどがあり得るかというふうな点についてのいわゆる事務的な打診というんですか、これは通常先生おっしゃるとおりな、おっしゃるとおりと申し上げるとかえって誤解を招くかもしれないけれども、これは私も事務当局といたしましてはしなければならぬそれぞれの段階があることは確かでございます。ただそのときに、いろいろな方向といいますが、行政として判断すべきことに影響するようなことはそれはございませんというのを申し上げておるわけでございます。

○一井淳治君 これは日弁連の意見書にも、経団連は、昭和五十九年十二月には環境庁担当者から公害指定地域の解除を行政目標とするという約束を取りつけたということが書いてあるわけですが、そういうことで環境庁の方向も地域指定の全面解除という方向に進んでいったんではないでしょうか。それがこの中公審の方に反映しておる

んじゃないでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥) ただいま日弁連とおつしやいましたけれども、その資料といひますか関係の材料にそういうことを書き加えておられるという点、私今直にはつまびらかではないわけでごさいますけれども、そこに書いてあることが事実かというふうな尋ねであるとおすれば、それは私はないというふうには、それは子細に今拝見しておるわけではありせんのであれでございまして、ないということをお答えするわけでごさいます。

それから全体的にそういう全面解除の方向をその時点で、大分前の時点を生先おつしやっておるように思ひますけれども、その時点で決められるわけでももちろんございせんし、こういう方向を出すということも申し上げられるはずもないものだと思ひますので御理解いただきたく存じます。

○一井淳治君 この地域の指定の問題については、内閣総理大臣が審議会や関係の都道府県の意見を聞いた上で進めるといふことになっておりまして、そこで公害の被害者の権利も守られるといふふうになっておるわけですが、現実には今言つたように産業界との間の交渉で進んでおる。産業界の方も最初は、例えば八割負担は重過ぎる、二割負担の自動車の負担金をふやせとかいふふうな意見もあつたんですけど、だんだんとなつていきました。そしてこの諮問の方も、最初は物差しの諮問であつたものが最終的には全面解除も諮問の範囲内なんだといふふうに解するといふふうになつていきました。これが実情ではないでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥) 幾つかのことを申し上げられた上で当面出てきた方向としてそういうふうにおつしやいたのではないかと尋ねかと存じますが、総体としてはまずそういう動きのものはありせん。そういうことが出るべくして動いていったわけでごさいます。それぞれの判断で動いたわけでごさいます。おつしやいますような図

式といひますか、そういうものではないといふことをまず総括的にお答えしなければならぬと思ひます。

ただ、今おつしやいました中で一つ申し上げさせていただきますと、中公審への諮問が物差しであつたといふことをおつしやいました。先ほど部長の方からも答弁申し上げておりますとおり、これは、大気の大きな変化を踏まえてそれに対する第一種指定地域のあり方についてという御諮問でございまして、ちよつと先生のおつしやるような意味合いでそう変わつていったということではない、その範囲の中であることは間違ひないと思ひます。その範囲の動きといふふうにはちよつと答へはできないわけでごさいます。

○一井淳治君 昨年の十月三十日の答申でございましてけれども、今私の方から質問申し上げたような経緯があつてまゝとめるのに無理があつたんじゃないかといふふうには思ひますが、いかがでございせんか。この種のとりまゝとは、総会ではなくて環境保健部が審議して答申するのが普通だといふふうには聞いておりますが、鈴木専門委員長が十月六日に反対意見を出していると、そういつたことで部会ではぐあいが悪いので総会を開いて総会場でまゝとめるようにしていつたといふふうなこともあるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでございせんか。

それからまた総会の場面で相当の反対意見が出た、そして反対意見を答申に併記しないといふ非常に強い要求が出た、そういつたものを、会長が何とか文書で談話を発表するからといふふうなことを言つてかなり強引にまゝとめていつた、そういう経過があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥) 大きく分けて二点かと思ひますが、総会が持たれた、これは大変なところのは難しかったからではないかといふお尋ねでございまして。これどういふふうにお答えするかなかなか難しいところでごさいます。それはそれでないことは明らかでございまして、部会の意

見は部会の総体の意見としてまゝとめておるわけでごさいます。この点はまず御理解を正確にしておいていただきたいと思います。それから、確かに総会を開いて答申をまゝとめるといふことは比較的少ない例であることは先生おつしやるとおりでございまして、これは、それだけ会長が問題を重視されて全体の動きも参酌しながらということだと思ひます。重要だと判断されて総会を開かれたといふものでございまして。繰り返しになりますけれども、大変重要なものであるので環境保健部会以外の委員の方々にも御審議をいただき慎重を期するために総会を開催したといふふうには御理解いただきたく存じます。

それから、いろいろな意見が出てまゝとめるのが大変だつた、だから会長の意見表明といふようなおつしやり方をされましたけれども、その点はちよつと違うわけでごさいます。本日またまた午前中の私の御報告の関連で中公審会長の談話が配られておりますので御参照いただければありがたいわけでごさいます。その中にも「指定地域の解除について反対あるいは時期尚早」との意見もあつた。という、一部という表現がついておりまして、御参照いただいてもわかることとてございまして、会長がこれらを含めて総会としての意見をまゝとめられて、総会としては答申を決定しておるわけでごさいます。

その辺はまた先生の事実関係についてのお尋ね、そう問違つて理解されておるとだけ言つておるわけではございせんけれども、ちよつと少し違つた受けとめ方でお尋ねいただいたやうでございまして、その辺は御理解を正確に、ないし正していただければありがたいと思ひます。

○一井淳治君 今、反対意見あるいは時期尚早の意見が一部と言われましたけれども、この会長談話を見ましても一部とは書いてないわけでごさいます。そしてこの文章で「反対あるいは時期尚早」との意見もあつた。というのをわざわざ文章にするといふことはよほどのことがあつたんじゃないかといふことを疑はせるわけでごさいます。

これは本当に議事録を見させていたかないと私どもわからないのでぜひとも拝見したいわけでごさいますけれども、こういうふうな会長談話をわざわざ出した、それによつて何とかまゝとめたといふふうなことが起こつたのは、やはり本当に科学的なあるいは公正な意見といふことで審議会が持たれたのではなくてかなり政府あるいは産業界の考え方に中公審が引きずられてる結果じゃないかといふふうには思ひます。

その点は別として、この会長談話ですが、これは答申と一体となるべきものじゃないかと思ひますけれども、その点はどうでしようか。答申書だけを印刷されて配付されるというのではなく、その場のまゝとめ方が会長談話を出して反対意見もあるんだといふことで何とかまゝとめ切つてゐるわけですから、これも一体として刷り込まないといふ意味がないんじゃないかと思ひますけれども、その点はどうでしようか。

○政府委員(加藤陸奥) お答えする前に、先ほどの私の一部という表現は間違つておりました。ただ、実質的にそんなにはないことをちよつと御説明させていただきます。その「様々」な意見が出され、その中には指定地域の解除について反対あるいは時期尚早との意見もあつた。と記述され、また、多数の委員から、というふうには書き分けになつてゐるのですから私それをちよつと誤解いたしました。失礼いたしました。

それから今おつしやいました後の方の問題でございまして、まず、この会長談話を出すからといふことでまゝとめたという点、表現がなかなか、これは微妙な点でございまして、一概にはそうでないといふふうには言ひたいと思ひます。思ひます。総会の中のお話でございまして、なかなかつまびらかにしにくいところでごさいますけれども、会長談話は答申の一部になるものでございせん。これは明らかでございまして、それから同時に添付されなければならぬといふもの

でもございません。これも明らかにしておきたいと思ひます。ただ、ちょうどこの答申書を出されたときに会長記者会見というのを、これは慣例でございましていたされておりますが、そのときに、会長はこれをみずから書かれまして、ペン書きのコピーの形で配られて会長会見のときに使われたことは確かでございます。

○一井清治君 その点についても議事録を早く見させていたいただきたいというふうに思ひます。

最後でございませうけれども、実は衆議院の八月二十五日の環境委員会でございますが、岩垂委員の方から中曽根総理大臣に対して患者代表を中公審に早く入れてほしいという要望をしたわけでございまして、これに対して「検討するにやぶさかでございます。」という首相の回答があつたわけでございませうけれども、できるだけ早く患者代表を中公審に入れていただくようお願いしたいと思ひます。この点について、簡単に結構でございますから大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) お答え申し上げます。中公審の委員は公害対策に関する学識経験者により構成されておられ、中公審はこれまで公正に運営され、また今後とも公正に運営されるものと考へております。御指摘の件につきましても、総理のおっしゃつたことと同様私も、いろいろな状況の推移等を見まして将来必要があるという場合には検討するにやぶさかでない。総理と同じ気持ちでございます。

○広中和歌子君 高桑栄松委員は、公明党・国民会議でしかも医学博士でいらっしゃるけれども、本会議並びに当委員会で、公害指定地域の全面解除は時期尚早であり、疾病と健康は連動的であるのでオール・オア・ナンデはなく段階的措置が必要である、そういう御意見を申されたわけですが、私は心からこれに賛成するものであります。それを踏まえた上で今後に向けての幾つかの問題点について御質問させていただきたいと思ひます。

私は一昨日板橋区の大和町の交差点に行き、大変な環境のところの人々が生活しているんだなと非常に驚いてしまったわけです。その交差点は首都高と仙道と環七が立体交差して一日二十四万台、そういうふうな非常に激しい交通量のあるところなんです。そのうち平均いたしますと約二五％が大型車であるということでございまして。そして午後三時のNO<sub>x</sub>の値が〇・〇八ppm、これは基準をはるかに上回るものでございまして。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えいたします。

御視察をいただきました大和町のご状況は先生のお話のとおりでございます。東京都内でも非常にNO<sub>x</sub>濃度の高いところでございまして。○広中和歌子君 そこに測定値をはかるボックスが地上七メートルにあつたわけでございましてけれども、その高さが高くなればなるほど濃度というのは薄くなるのか濃くなるのか、そのことについてお伺いしたいんでございまして。

○政府委員(長谷川慧重君) 空気を採取する採取口の高さの問題でございまして、採取口といひますか、その測定所のあるところの周りの状況によつてかなり差異があるかと思ひます。余りしつかりしたデータではございませんが私の手元にありますものといたしましては、平らなところでございまして低いところより高いところの方が若干濃度は低くなる。しかしながら高いビルが周りにあるようなところでございまして、低いところと高いところと同じような傾向であるかどうかについてはかなりばらつきがあるというところでございまして、御視察いただきました大和町の陸橋の点につきましても、周りにかなり高い建物があるいは道路自体がお話のように三層構造ということでもございまして、七・三メートルのところと私が私どもが通常目安としております一・五メートルの濃度とパレルであるかどうかについてはちよつと一概には言えないんでございまして、大体一メートルから七メートルのところにおきましても、あの周りの状況から見ますとそう大きな差はないんじゃないかなというぐあいに思つてい

るところでございます。

○広中和歌子君 この場所は公害指定地域だと思いますけれども、具体的に住民のためにどのような対策をとつていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(長谷川慧重君) 道路沿道対策ということのお尋ねかと存じますが、先生御案内のとおり、道路沿道自動車交通公害対策といたしましては、まず基本的には、車一台一台の排ガスのいわゆる単位規制といひますものを従前からいろいろやつていくところでございまして、それからその交通量といひますものについて、できるだけ効率的な車の使われ方がするような形で交通量の抑制分散等についていろいろ対策をやつておるといふようなことが基本的にあるわけでございまして。特にあの和町的なところになりますとなかなかそういう既存の方策だけでは難しいという点をいたしまして、実は私ども、国公研等にお願いをいたしましてそういう特殊な場所におきまして道路構造についてのいろいろな検討をやつていただいているところでございまして。

先般も発表されたわけでございまして、例えば道路につきましても掘り割り構造にするとかNO<sub>x</sub>の量が減つてくる、あるいはドームをつくりまして脱硝装置をつければなお減るというような報告等もあるわけでございまして。それから東京都の方でもいろいろ調査もやつておりますので、そういうような東京都の調査あるいは国公研の研究成果といひますものを踏まえまして、これから、各省と連携をとりながらそういう土木関係の専門家の方々あるいは環境サイドの専門家の方々といふような方々にそこら辺につきましてもいろいろ実際の検討を進めていただくように、基本的な対策とあわせまして特別な場所についての検討を進めてまいりたいというぐあいに思つております。

○広中和歌子君 大変結構なお話なんでございませうけれども、検討をいたしまして実際に具体的に何かをするといった場合にどのくらい時間がかか

るのか、そして予算の措置というのはどういふことになるんでしよう、どこが出すんでしようか。

○政府委員(長谷川慧重君) 道路交通公害あるいは局地的な汚染の問題は非常に大きな問題、早急に解決しなきゃならぬ問題でございまして、できるだけ早く検討を進めまして具体化の方向に向けてやつてまいりたいというぐあいに思つております。

それから予算等の関係でございまして、私どもその研究成果を踏まえて具体化の検討をやります場合におきましては、関係各省庁特に建設省とも十分連携をとりながら進めていかなきゃならない問題であらうというぐあいに思つていくところでございまして、そういうことで予算の問題等にもらむというわけじゃございませんけれども、そういうこともある程度頭の中に入れたながら局所的な問題につきましても関係のところと十分連携をとりながらやつてまいりたいというぐあいに思つておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○広中和歌子君 建設省の道路沿道公害対策につきましては後ほどお伺いしたいと思ひますけれども、いずれにいたしましてもこれは住居としては余り適していないんじゃないかという印象を持つわけでございまして。それなのに、あのコーナのところにはアパートが建設中だつたわけなんですけれども、なぜアパートの建設をお許しになったのかちよつとお伺いしたいんでございまして。

○説明員(梅野捷一郎君) 公害の防止に絡みます地域全体について見ますと相当広い範囲でいろいろな問題がございまして、内容もいろいろ多岐にわたつていくところでございまして。私どもが建築に関するいろいろな建築規制を実施しておりますのは主として建築基準法のようなものを中心にやつていくわけでございましてけれども、一般的なそういう建築規制というものを今お話がございませうようなものと直接対応させていくというのとはなかなかないんではないかという考え方を持っております。そんなことで、沿道の環境の保

私はたまたまあの太和町には住んでおりませんけれども、ともかく、NO<sub>x</sub>ということで自動車とかトラックとかバスなどの移動発生源が空気汚染の新たな元凶になっているという中でこれからどういふうにどんな対策を講じていいただきたいというふうに願っているものなのでございます。そのような移動発生源、つまり空気を汚染するその責任者はだれか、だれが責任をとるべきかということを考えてるんでございます。自動車メーカーだろうかとそれとも石油メーカーだろうかと運送会社だろうかと、タクシー会社、バス会社それから自家用車を持っている人、我々のように公用車をとるときに利用させてもらう人とかガソリンスタンドとか、道路が

不十分であるとか、いろいろなところを責めることができないわけでございます。ともかく我々は車から非常な利益を得ております。つまり我々は受益者であり同時に加害者である、そのようなことを認識するわけでございます。

それで、車の台数というのは毎年ふえているんじゃないかと思えますけれども、ともかく、便利さを利用するのであればその便利さに見合うだけのコストを払わなければならない。そのような考え方に關しましては環境庁長官どのようなお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(稲村利幸君) 今先生の御意見を拝聴しております。自動車公害問題の解決のために、立体交差等の道路構造の改善や低公害車の普及などの事業を総合的に進めていくと同時に、自動車を利用する人たちがこうむる恩恵に対しては当然税をという事で、ディーゼル車等の汚染原因者あるいは利用者がそれなりに負担する目的税についての御指摘だろと思ひますが、先生のこの御提案は大変私も興味があり、大変な御見識だと、こう考えております。税の創設につきましては負担のあり方、税体系のあり方等についていろいろ議論があるところでございますし、困難な面も多々あると思ひますが、これはやはり大事な課題として私も勉強をさせてみたい、こう思つております。

○広中和歌子君 恐れ入りました。

新たな税を特別の目的のために設ける前に、我々が車を一台保有するためにどのくらいお国に對して税金を払つてゐるのかというのをちよつと試算していただきたいんでございませうけれども、普通乗用車を持ちますね、そうするとどのような種類の税金を我々は払わなければならないのでしょうか。

○説明員(薄井信明君) 自動車を持つていただくというに關係いたしまして幾つかの税負担を今お願いしておりますが、数字につきましてはちよつと今調べさせていただきますが、どういう税金がかつてゐるかとおし上げます。

まず国税の世界で申し上げますが、車を持つていうことにつきまして、まず購入されますと物品税がかかります。また保有してこれを使うというところに着目いたしまして自動車重量税というものがかる。それから自動車動かすにつきましては燃料を使いますのでこの燃料に揮発油税、地方道路税あるいは石油ガス税といった国税がかつております。このほか地方税が自動車関係で四つの税金がかつております。これら全体で、車一台を一年間持つていた場合のどのくらい税負担がかかるかにつきましては検討いたしまして後ほどお伝えしたいと思ひますが、私どもがこれまで政府税調その他で御議論いただいているときの記憶をたどつてみますと、アメリカに比べるとかなり高い負担をしてゐるかと思ひます。また西欧に比べてまあ同じくらいかなというふうな負担をしてゐるのではないかと思つております。

○広中和歌子君 わざわざ計算していただくのは恐縮でございますので、千五百ccの車を私が持ちまして一年間かなりたくさん使つたといつたしますと、大体十四万八千七百七十三円の税金だけお払いしてゐるんで、私が自動車を持つて加害者として十四万八千七百七十三円。ですから、やっぱり公害を出してゐるわけですから何とかその部分を対策費に使つていただきたいわけですね。つまり、こうした国税というのはどういうふうな形で使われているのかお伺ひしたいんでございませう。

○説明員(薄井信明君) 国税についてお答え申し上げますと、先生もう御承知のことを繰返し申し上げることにしますが、我が国の税制では、税金というの一般的に歳出に向かうために徴収させていたんで、どういふ事業に使うことがいかにという優先度を毎年の予算のときに考えて分配して、これが基本になっております。

したがいましてその税法自体は、はつきりと目的税としてゐる税金は今申し上げました自動車関係の税金でもございまして、結局は一般財源としてこれを徴収する形になっております。ところが、例えば道路整備が必要であるとかあるいは自動車重量税で申し上げれば公害関係に使わしていただく、こういう形で実際に事業を進める上において税金との關係をつけて、つまり歳出サイドの事業としてリンクさせてゐる面はあるということ、ちよつと回りくどく申し上げましたが、税金の仕組みとしては一般的財源としてはおりまされども、公害に關して申し上げれば自動車重量税というものが公害への予算ヘリンクした形で使われてゐると、こういうことが申し上げられると思ひます。

○説明員(小坂紀一郎君) 地方税について申し上げますと、先ほど大蔵省からお答えございましたように、地方税におきます自動車関係税といたしまして自動車税、軽自動車税、自動車取得税、軽油引取税、この四つの税金が税目としてあるわけでございます。このうち自動車税と軽自動車税は一般財源ということでございまして、自動車取得税それから軽油引取税は、道路に關する費用いわけゆる道路目的財源として使用されてゐるということでございます。

○広中和歌子君 地方税と国税を合せて自動車関係の税収というのはいま五兆円あるという数字をいただいたんでございませうけれども、それは正しいでしょうか。

○説明員(薄井信明君) 私どもの国税と地方税を合計いたしまして六十二年の予算では五兆三千億円程度税収をいたしております。

○広中和歌子君 今地方税のことでお答えいただいたわけですが、国税に關しましては特定財源と一般財源とございませうけれども、特定に當たるものはどういうものがございませうか。特定というのはどういうことにお使ひになるんでございませうか。

○説明員(薄井信明君) 先ほど申し上げましたことを補足する形になりますが、例えば揮発油税という税金がございませう。これは道路整備のために必要な事業の予算を立てる際に揮発油税に相當する金額を歳出上計する、これを特定財源と私ども

も申し上げております。税をいただく立場から申し上げますと、そこは税法上目的税とはなつていないんですが、事業を進める立場から揮発油税収に相當する金額を特別会計に入れる、こういう形になつております。

そういう意味で自動車重量税について御説明申し上げますと、自動車重量税が一入りますとそのうちの四分の三が国の財源、それから四分の一が地方へ譲与されます。地方に行つた分は道路財源になつてゐるかと思ひます。それから国に参りました自動車重量税の四分の三につきましては、これを道路財源に充てる部分と一般財源に向かう部分が大体八対二ぐらいの割合で今まで実施されておるわけですね。この一般財源と言われるものうち、今ここで御議論いただいている公害関係にその一部が回つていく、こういう形をとつております。

○広中和歌子君 今までは七千億入る重量税のうち二百億が公害関係に出されたわけでございますが、今度基金として出されるのは百億でございますね。

SO<sub>x</sub>とNO<sub>x</sub>の關係を見ますと四対一の割合でSO<sub>x</sub>關係の工場などがたくさん出つてゐるわけですね。あちらは過去十年間に非常に努力なさつた。しかしながら一方自動車の方は、努力もなさつたんでございませうが、ディーゼル車などは三分の一ぐらひしか下がつていない。ですから公害費全体として考えますと、自動車いわゆる移動発生源の方が寄与度というのは高いわけですけれども余りお出しになつていない、そのような印象を受けるんでございませうが、いかがでございませうか。

○政府委員(加藤隆美君) 私の方からお答えさせていただきます。

今先生のおつしやいます窒素酸化物それから硫酸酸化物、それを、固定発生源の方は硫酸酸化物という意味合いでおつしやつておると存じますが、この關係はまず前提からちよつと御説明申し

上げさせていただきます。でございます。

公害健康被害補償制度での補償の問題のお金でございます。これはまず全国の汚染原因者から負担を求めると一つの割り切りになっております。もちろんこれは、補償の面についても先ほど来御答弁申し上げておりますように指定地域、暴露要件、指定疾病の三要件で割り切つて認定するというわけでございますが、今の割り切りはそれと別な方でございまして、費用負担の面についても全国の汚染原因者に負担を求めるといいます。割り切りがございまして、この中でどうしていくかという、これは、特別の指定地域内の人にはその地域の工場、事業場、自動車からお金をとるというワン・ツー・ワン・コンスポンデンスにはなっておりませんで、全国でまたは全国をという関係でございます。

さてそこでNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>のバランスをどうしておるかといいますと、全国のまず固定発生源、煙突の方でございますね、煙突の排出します硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量、それから自動車から出ます硫黄酸化物と窒素酸化物の総量、それぞれの総量を計算いたしまして割合を決めておるといふわけでございます。したがってこれは、自動車はNO<sub>x</sub>が多いのは確かでございますが、NO<sub>x</sub>だけということでもございせんし、固定発生源の方も必ずしもその賦課金はSO<sub>x</sub>だけで取つておるといふわけではございせん。その点まず御理解いただきたいと思ひます。

その上でその八対二と定めてきたのは、制度発足時から審議会の御意見等ももちろん承りながら決めてきておるわけでございますが、制度発足当時は、大まかなパーセントで申し上げますと、固定発生源の方が出ますSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>の総量が大体八二%、それから自動車の方が一八%でございまして、それで八対二となつておるわけでございます。これが確かに場所によつて相当な変化はあるわけでございますが、先ほど全国で申し上げましたので御理解いただきたいんですが、六十年度の状況で申し上げますと七六%と二四%という数

字になつております。これは、八対二のバランスを依然として続けていくことが妥当だといひますか、現行比率を変更するわけにはいかないといひこととやってきておるんでございまして、何か少ししか取つていないといひことにはなかなかならぬのではないかと思ひます。

○広中和歌子君 ともかく十年前と比べまして自動車の数というのは非常にふえておるんじやございせんか。どのぐらいふえておるんじやございせんか。

○政府委員(長谷川慧重君) 自動車でもガソリン、ディーゼル、LPGまた特別の車というぐあいにいろいろあるわけでございますが、トータルで申し上げますと四十九年で約二千七百万台、それから六十年になりまして四千八百万台といふこととございまして、四十九年を一〇〇としたしますと六十年が一七七という指数でございましてから七七%の伸びという形になつております。

○広中和歌子君 ガソリン車の排ガスでございすけれども、四十九年を一〇〇としたしますとどのくらい減つておるんでございすか。自動車の数がふえたからといふて必ずしも大気汚染がひどくなつたといふふうには思ひたくないんでございすけれども、どのくらい下がつたんでございすか。

○政府委員(長谷川慧重君) 自動車につきましては規制がそれぞれの車によりまして非常にばらつきがあるわけでございますが、概略申し上げますと、未規制のときと比較いたしましてガソリンの乗用車は現在の規制が約九〇%削減といふことになつております。それからガソリントラックにつきましてはこれまた大きなきによつていろいろあるわけでございますが、軽量車から重量車というぐあいにあるわけでございますが、未規制時と比べますと九〇から七五%の削減といふことになつております。それからディーゼル車につきましてはいろいろあるわけでございますが、全般的にいひますと八〇から五五%の削減といふことになつておりまして、これらの規制は、先生も御案内のと

おりにそれぞれの車の種類に應じまして技術的な可能性をもとにいたしまして決定いたしておるといふこととございす。

○広中和歌子君 昭和四十八年を一〇〇としたしますと、一般乗用車に關してはあの当時のレベルから比へますと八%に下がつておるんですばらしいことだと思ふんですけれども、ディーゼル車の方は、ディーゼルの乗用車が二四から二五%でそれは大変いい方ですが、トラックとかバスになりますと四〇%前後というやうな数字をいただいておるわけなんです。一般乗用車の排ガスがこのやうに非常に減つた理由といふのはどのようなことか。一方ディーゼルの方はどうしてガソリン車並みにならなかつたのか伺ひたいんです。

○政府委員(長谷川慧重君) 技術的な難しいお話でございますが、ガソリン車につきましては、先生御案内のとおり三元触媒という形で触媒によりましてNO<sub>x</sub>等を低減する、あるいは排ガスをもう一回燃焼のところに回すといふ排ガス再循環という方式をとることによりまして未規制時から比べれば非常に削減がされておる形になつておるわけでございます。ところが一方、軽油によりましてトラックにつきましては、ただいまお話し申し上げましたやうに排ガスの再循環がガソリン並みにはなかなかまいらないといふこと、それから三元触媒につきましてもいろいろ問題があつてなかなかガソリン並みのやうな形で使うわけにはいかないといふやうなことで、現実にはトラック等につきましては燃焼の仕方を遅くする、緩めるといふやうな形のもので現在対応いたしておるわけでございます。そういう面でも燃料の差によりまして技術的な使用方の差がございましてそれぞれにつきましても削減の割合がかなり違つておるといふ状況にあるわけでございます。そういうことで私どもの方は、トラック等にかかわります、特に軽油を使ひますディーゼルにつきましては、こういう面での技術の促進につきましていろいろ関係方面とも連携をとりながら進めておる状況にございす。

○広中和歌子君 恐らく一〇〇が八に下がつたといふことはすぐ研究開発をなさつたんじゃないかと思ふんですね。易しいとか難しいとか、私は本心に素人でございますから素人並みの考え方しかできないんでございすけれども、やっぱり研究開発を大いになさつたんじゃないかと。それは官庁でなさつたわけじゃなくて恐らく民間で随分なやつたんじゃないかと思ふんでございすけれども、同じやうな研究開発がディーゼル車の方では真剣にやられておるのかどうか。そしてまたディーゼル車に關しましては、輸出する車の割合がどのくらいあるのか伺ひたいんでございすけれども。

○説明員(中川勝弘君) お答え申し上げます。今環境庁の方からお話ございましたやうにディーゼルエンジンとガソリンエンジンは技術的に異なつておまして、触媒をつけてNO<sub>x</sub>等の低減を図ることが非常に難しゅうございす。したがいまして現在の環境規制に對しましては、燃焼室の形を変えたりあるいは着火の時期をずらして、少し温度を低い状態でできるだけNO<sub>x</sub>を出さないといふやうなことで対応してきておるけれども、これも限界がございす。

そこで昨年から私も、大型トラックメーカーを初め触媒等の部品メーカーの皆さん方と話をしまして、ディーゼルエンジン、特に大型のトラックの場合の技術開発を目的として新燃焼システム研究所といふのを設立いたすことにいたしました。現在既に研究を始めております。政府として私どもの方からは、基礎技術研究促進センターといふのがございましてこれからも出資を行つておる。具体的には、ディーゼル車にもつけることのできる触媒を見つ出す、そういう排ガスの処理技術の研究をする、あるいは燃料の燃焼状態、これはガソリンの場合と異なりましてコントロールが非常に難しいわけですが、そういう超高压燃料噴射のための技術とか、いろいろ低公害化に資する研究開発をこれから実施するといふことで既にスタートをいたしておる。それからディーゼル車の輸出といふことでござい

います、ちよつと手元に数字はございせんけれども、ちなみに大型のトラックの国内での毎年の販売台数が十一万台ぐらいてございまして、輸出はたしか十万台以下でございまして、それぐらいたしディーゼル車の輸出だろと思ひます。

○広中和歌子君 ということは、普通の乗用車の輸出台数とそれから輸出の割合と、それから国内のほとんど同じぐらいてございまして、

そしてディーゼル車も輸出していらつしやるということは、海外の基準ですか、そういうものに達しているという事でございまして。

○説明員(中川勝弘君) 恐縮でございまして、ディーゼル車全体の輸出の台数というのは確かな数字は手元にございせんけれども、乗用車の場合は主としてガソリンでございまして、先ほど申し上げましたトラックそれから小型のトラックでディーゼル車を使っているのがございまして、先ほどの十万台程度というのは大型のトラックでございまして、したがって両方合わせますともう少し大きな数字になろうかと思ひます。

当然輸出をいたしておりますから、輸出先国での環境公害基準には合致をして輸出をしておるわけにございまして。

○広中和歌子君 道路上における大型車の割合なでございまして、私も参りました大和では、首都高速では二四%それから環七では三〇%、一般道路では一〇%から二〇%、時間にもよるといふことでございまして、たれども、大型ディーゼル車と普通乗用車との公害寄与度みたいなものは二十対一という数字を都庁の方からいただいたんでございまして、それについて何か御意見ございましてしょうか。

○政府委員(長谷川懸重君) 自動車が出します排出ガスが環境に与える影響の寄与度というお尋ねでございまして、これは先生御案内のとおり、自動車の大きなありは走行の状態にもよつて変わりますので一概にガソリン車と大型のディーゼル車とのNOxの排出量の比較を言うの

は非常に難しいわけにございまして。先生のお話にございまして、ガソリンの乗用車と大型のディーゼルトラックを比較いたしますと一対二十程度のものもあるかと思ひますけれども、また別な比較をいたしましては、ガソリン車とディーゼル車のNOxの排出量を乗用車の規制値で比較いたしますと一対二ないし三というように形で、車の車種等の比較によりまして非常にばらつきがあるわけにございまして。それから、先生お話のよう一対二十といふのは、ガソリン乗用車と大型ディーゼルトラックを比較すると大体そのぐらゐのものもあるなという感じにございまして。

○広中和歌子君 いろいろ数字は違つてくるんだらうと思つて、ちよつと簡単に頭で計算いたしまして、特に大型ディーゼル車の公害寄与度が高いということを考えますと、ディーゼル車の排ガス規制を非常に強力に行つていただくか、またはディーゼル車の量を制限するしかないわけにございまして、生産率というやうなものに設けていらつしやいますか。特に乗用車にしましてはディーゼルと普通のガソリン車とあるわけにございまして、そのような行政指導はなさつていらつしやいますか。

○説明員(中川勝弘君) 自動車の生産に關して、どういふ車種あるいはどういふ燃料を使うかというに關する指導なり規制というものは私どもではやつておりません。

○広中和歌子君 軽油引取税は地方税だそうにございまして、一方では国税は五十三円ぐらゐで、地方税の軽油の方は二十四円ぐらゐ、非常に差があるんでございまして、なぜそのように差を設けていらつしやるのか。そして、そうした税金が安いことが、だれでも安い経費の方がよろしいわけですからディーゼル車に移つていくといふやうな傾向は出てないんでしょうか。ちよつとお伺ひいたします。

○説明員(小坂紀一郎君) 確かに軽油引取税の税率は揮発油税に比べるとその絶対額については安

いことになつております。それにつきましては、この軽油引取税がつくられました経緯から御説明申し上げさせていただきますと思ひます。

軽油引取税が創設されましたのは昭和三十一年のこととございまして、それまでは実は自動車燃料に対する課税といたしましては揮発油税しかございまして、しかしながら軽油を用いて走行している車ももちろんあつたわけにございまして、したがつて、結果として揮発油自動車と軽油自動車との間で税の負担の不均衡が生じてきたという事でございまして。そのことと、それから、やはり地方団体の道路財源が必要だといふやうな事情から昭和三十一年に軽油引取税が設けられたという事でございまして。したがつて、軽油引取税は揮発油税を追いかけて後からできたという事でございまして。

当時その税率をどうするかというのを検討されたわけにございまして、結果として六千円という税率を設定いたしました。その当時は揮発油税それから揮発油にかかる地方道路税がございまして、合せて一万三千円の税率でございまして、ですから、半分弱という事でございまして。

その理由といたしましては、後から追ひかけてきた、要するに今までは税がゼロだつたわけにございまして、したがつてその段階で急激な税負担になるといふことが第一であつたわけにございまして。それから、その当時ディーゼル車の車体としての価格がガソリン車に比べると高額であつた。それからバス、トラックが多いわけにございまして、その軽油の使用量も多いといふやうなことで、それから、これは軽油引取税の特徴でございまして、揮発油を用いるのは自動車、ほとんどでございまして、軽油の方は農耕用でございましてとか漁業用とか鉄道とか用途がいっぱいございまして。したがつて自動車以外の軽油にも課税される、例えば建設用の機械とかも課税対象になつてしまふといふやうな事情がございまして、それらに対する影響も考える必要があつたといふ

ようなことでございまして。

押しなべて申し上げますと、そういう創設の経緯から、バス、トラックという運輸一般的な運賃、国民生活に非常に大きな影響のある税金だといふことで、物価の高騰それから経済に対する悪影響といふことを考えて今のやうな税率に設定されたという経緯でございまして。その後何回かにわたつて引き上げられてきたわけにございまして、揮発油税との均衡をございまして、それから地方道路の整備財源の必要性とかそういうことを考えて引き上げられてきたわけにございまして。

それで税率を比べる場合に、絶対額というばかりでなく油の価格に対する負担割合といふことが客観的な指標にならうかと存じます。東京都調べた小売価格に対する税負担の数字でございまして、六十一年の十月で揮発油税が四四・八%それから軽油が二九・三%といふことで絶対的な税率よりも負担の水準は接近をしてゐるわけにございまして、したがつて、今申し上げたやうな事情によりまして差があるといふことにならうかと思ひます。今後税率を見直す必要も生じてやうかと思ひますけれども、今先生のお話のように揮発油税との均衡といふことも確かにございまして、先ほど申し上げましたように軽油引取税は、ともかくバス、トラックであるといふことで経済に対する影響といふことも十分考慮に入れなければいけないと考へておる次第でございまして。

○広中和歌子君 昭和三十年から今までの間は日本は経済発展といふことで非常に努力したわけに御事情は大変よくわかるわけにございまして、けれども、私は未来に向かって今質問しているわけに、これからどういふふうに変えていく可能性があるかなといふやうなことをお伺ひしているわけに、

特別目的税ですか、それに関してなんでございまして、地方税に關しまして、それから国に關しまして、今と変わらないうでございまして、

○説明員(小坂紀一郎君) 軽油引取税ほか道路目的財源と言われるものは確かに道路に関する費用

ということである。建設費に使われているわけではございませんが、しかしながら道路に関する費用の中に、例えば道路に起因をいたします騒音とか、それからさつき御議論が出ておりますような大気汚染に関連する事業がございます。例えば遮音壁それから植樹帯、そういうものは道路に関する費用として道路目的財源においても事業が行われているということである。たゞ道路目的財源であるということも軽油引取税が結果として公害対策の財源となつていくというぐあいに理解いたしております。

○説明員(薄井信明君) 揮発油引取税を見合ひとして道路建設の方の財源に入れるという制度が道路の制度としてあるものから先生御指摘のような形になつておるといふことは事実でございます。

ただ、先ほど来申し上げましたように国税に關しましては制度としては一般財源として徴収されていただいております。あとは、それぞれの各事業がその事業の規模を決めるに当たつて物差しとしてお使いになつておられる面があるわけでございます。そういう点から御考慮いただきたと思つております。

○広中和歌子君 私は、まだ日本では十分に道路がないということと道路をふやしていただくことには賛成なんですけれども、道路を整備いたしますと逆に車の数もふえますし、車の数がふえると公害もふえます。公害はだれが出すかという我々一人一人がある意味で責任があるわけでございます。それから、やはり道路をふやすと同時にコストの方も、つまり公害、大気汚染を和らげるためのコストもお払いしなきゃならないんじゃないかと思つております。今おっしゃいましたように防音壁とか植樹帯、そのようないわゆる地域住民などに対する配慮、それから全体的な公害に対する配慮というのは道路予算に対してどのくらいの割合になつておられるのか、お答えいただけますか。

○説明員(松浦佐吉君) お答えいたします。

今、道路の建設費におきまして道路の環境対策に用いている費用はどれくらいかという御質問と聞きまして、まず遮音壁の設置状況でございますが、昭和六十一年度末で専用道路を中心といたしまして約千二百七十キロというような遮音壁を設置しております。それから大気汚染につきましましては基本的には発生源対策ということであらうかと思ひますが、道路事業におきましては植樹帯とかあるいは環境施設帯というやうなもの、これは大気汚染の防止に役立つということでやつておりますが、こういったものの整備も進めておられて、植樹帯につきましては二万五千四百キロ余り行つております。それから環境施設帯については百九十七キロというやうな実績を上げております。

これに対する予算でございますが、昭和六十二年に予算措置しておりますのは、遮音壁の設置につきましては約二百四十億円、それから植樹帯などの道路の緑化につきましては四百五十億円、それから環境施設帯の設置につきましては二百三十億円という合計九百二十億円の予算を計上しております。道路整備費全体の予算が五兆七千五百億円余りでございますので、この中に占めます割合としては二%というやうな状況になつております。しかしながら道路の事業を行いますときに、都市内の渋滞している道路から通過交通を外に回してやるというやうなことでバイパスとかあるいは環状道路の整備、こういったものとかあるいは路面の補修というやうな環境に資する事業も行つております。こういったものを合計いたしますと約五千三百億円というやうな、道路事業費に占める割合としては約九%というやうな状況になつております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。私、成田の飛行場に行く途中で防音壁を見ますが、非常に長く続いていて、ちよつと空が見えるんですけどもまるでトンネルの中を走つて

いるみたいですね。外の景色がほとんど見えなくて本当に文句を言いたいくらいなんですけれども、逆に言えば、外の方がそれでもって音から守られておられるから仕方ないと思ひながらよく走らなれておられる。しかし非常に感激することとが一つありまして、それは防音壁の一部ですけどもツタが生い茂りまして、防音壁のあの、そういう言つては悪いんですけども汚い壁が緑の壁に完全になつておられるところがあるんです。そうじゃないところもあるんですけど、思つてちよつと見ましたら、下がコンクリートであるか土であるかで随分違ふんだと自然の生命力みたいなものに驚いたわけでございます。必ずしもお金だけじゃなくてそうしたものとした配慮で、どうしてもコンクリートにしないやうなところにはプランターを置くとか。ああいうのは野生的のものでございまして大した世話はいらないし、日当たりはいいけれどもよくしるいわけでございます。それから、緑の壁にいたしますのと同じやうなことで運転する者にとりましては非常に事故率なんかも違つてくるんじゃないかと思ふんでございまして、いかがでございますか。

○説明員(松浦佐吉君) 従来行つておりました遮音壁が非常に評判が悪いものですから、これを少しでも潤いのあるものにしていきたいと思います。

ツタ等が植えられるところには植える、また幅がとれるところにおきましては植樹帯を広くとりましてその中に遮音壁を設置するといふやうなことを今やっております。都市内でもどうしてもしよういふ余裕がとれないところについては透明の遮音壁を現在設置中でございます。外の景色が中から見えるといふことも今試験的に施工しております。我々は今後ともこういうものについてはできるだけ積極的に取り組んでいきたいといふふうに考えております。

○広中和歌子君 道路の建設費は、同様なことも土地代に非常に高く取られておられることは想像できるんですが、その高価な土地に、例えば青

山通りとか表参道とかああいうやうな一億もするやうな土地に車が違法駐車してたりして、あれは非常に高くつく駐車代だろうと思ふんでございまして、それをレッカー車で持つていけと言ふことは簡単なんですけれども、じゃ、どこへとめるのかというところで駐車場の建設というの非常に大切だろうと思ふんでございまして。そういう意味で地下駐車場を義務づけるやうな建設規制、こういうのも私は新たな公害対策ではなからうかと思ふんでございまして。ちよつと先があたりへ行つたりこちへ行つたりして恐縮なんですけれども、建設省のお考えはいかがでございますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生御案内のとおり非常にきょうは各省の方々が来ておられるわけでございますが、それぞれの担当の方々がセクトに分かれておられますので必ずしも先生の御質問にお答えできないのかもしれませんが、先生のお話の中にございまして、一方では車がどんどん入つてくるという感じもございまして、かといつて駐車場の少ない道路に車が駐車をしまして車の流れが悪くなるといふやうな点で大気対策上両方の面が考えられるわけでございます。こゝろをどう考えたらよろしいのか難しい判断かと思ひますが、いづれにしても、町の中を必要があつて入る車が適正に駐車をし、しかも円滑に流れるやうなことを考えていく必要があるだろうと思ひまして、先生の問題提起につきまして、これからどう対応するか建設省とも十分相談してまいりたい、先生の御意見も十分お伝えしておきたいといふように思つております。

○広中和歌子君 自動車産業はこれからますます発展いたしますので、今後どのような状況になつてくるかというのは我々予想がつかないわけ、環境庁が中心になつても、どこでもよろしいんでございまして、本当に大きな将来に向かつての設計、それも各省庁またがやうな

設計が必要じやなからうかと思うんですが、何かそういうようなものも含みました自動車公害防止法案的なものをおつくりになる意図はありますか。長官にお伺いいたします。

○国務大臣(稲村利幸君) 沿道を中心とする大都市の大気汚染等の問題を解決することは、先生大変細かく御指摘されているように大変重要な課題だと私も理解しております。このため、環境庁としては自動車排出ガス規制の強化、交通総量の抑制、交通の流れの分散対策を進めているところでございます。現時点におきましてはこのような施策を着実に実施していくことが大事であると考えております。御指摘の自動車交通公害防止法というように特別立法につきましては今後の研究課題として受けとめさせていただきますと思っております。

○広中和歌子君 いろいろやつていただけたらいいんですが、先ほどの財源に返るんですが、やはり環境庁として先ほどの五百億の基金ではどうにもならないんじゃないかと思うんですが、もちろん道路などが一部、一部というのか、かなりの額で九割、それを公害対策、環境整備に使ってくださるといふことあるわけですが、ある程度特別財源といたしましてガソリン税また軽油、特に軽油にしましては、ディーゼルから出る物質を少しづつ少なくしていくことは非常によろしい、インセンティブとして大変結構だと思ふんですが、例え五円から始めてもよろしい七円から始めてもよろしいわけですが、一リットルにつきそのような特別税をかけて重点的に公害対策の資金にするといったような考え方についてはいかがでございますか。

○説明員(小坂紀一郎君) いわゆる特定財源を創設すべしという御提言だと受けとめさせていただきますが、特定財源一般につきましては政府の税制調査会の答申等におきましても、財源の効率的な使用あるいは優先的な配分に意を用いなければいけないし、また場合によっては特定財源化する

ることによってかえって財政運営が窮屈になってしまうというように指摘もあり、慎重に検討すべきだということにされているわけでございます。ただいまお話しされている具体的な軽油引取税についてはどうかというところでございますが、先ほど申し上げましたように地方の道路目的財源でございます。先ほど地方の道路がだんだん整備されてきたというお話がございましたが、地方の道路の整備水準というのはいまだでございます。ちよつと数字を申し上げさせていただきますと、わかりやすいところで舗装率でございますけれども、これは六十年度の数字でございますが、一般国道が八三・三%の舗装率に達して、主要地方道路、県道でございますが、この舗装率が五四・五%ということでもまだだということでございます。

それからまた地方道路目的財源、道路に関する費用に用いられる割合でございますけれども、全体のそういうまだ貧しい整備水準の道路関係の費用に對し、第九次の道路整備五カ年計画の財源見通しによりまして地方の道路特定財源としては三七%程度でございます。ですから軽油引取税もこの三七%の中に入っているということでございます。一方、そういうような状況にかんがみてもっと道路特定財源を強化すべきであるという議論もあるような状況でございます。したがって現状におきましては、今お話しするような軽油引取税の地位、専ら公害対策に充てられる分の特定財源とするというところは困難であらうかというぐあいに思ふ次第でございます。

それから当然のことを申し上げて恐縮でございますけれども、この道路特定財源を充実した結果それだけ一般財源のうち道路に充てられる分が少なくて済むということにもなりまして、結果として公害対策の充実にはつながるという仕組みになつていふことを御理解いただきたいと思います。

○広中和歌子君 最後に、今の点に關しまして長官の御意見を伺わしていただきたいと思います。軽油引取税またはガソリン税の一部を特定財源として

公害対策に使う、例えば一リットル一円でありますしても非常な額になるわけでございます。一円というのは我々車を使っている人間にとつては本当に大した額ではないわけでございますが、そういうような形で空気をきれいにするために貢献する方もあるんじゃないかと思ふんですが、先ほど申し上げたように、いかでございましょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) 私の方からまずちよつと状況をお話し申し上げておきたいのでございませうが、先生まさに自動車公害を中心にお話してございませう。環境庁としましてはもちろんそれは現下の非常に重要な問題であることは間違いないと思いますが、これは、全国じやなしに特に公害問題が問題視される地域においては総理大臣の指示のもとに各都道府県が公害防止計画というものをつくることになつております。その中にいろいろな問題、典型七公害を中心にしていろいろあるわけでございますが、その中に交通公害、これは主として大気とそれから騒音にかかわる部分がございます。

これを進めていくために財源をどう使っていくかということでお尋ねでございますのであえて私御説明申し上げるわけでございませうが、その全体の中でどういう位置づけ、相互にどういふ関係でございませうか。これはただいま関係省の方々から詳細にわたつて御答弁を申し上げたとおりでございますけれども、自治省関係、地方関係、国税関係とこれもまた総合的にいろいろ御見解があるわけでございます。これはたまたまにやならぬと思ひますが、いざいざしなして、総合的に見てどういふ対策を考へていくか、それをまた、これは専門専門でございますので、建設省さんあるいは運輸省さんあるいは通産省さん、そして私も仲間に入らせていただいているいろいろな計画を立てていく。それに基づいて都道府県で公防計画を立てると、こんな大筋になつております。

したがって、そういうものを踏まえながら財源をどうしていくかという点は、確かに先生御

指摘のようになかなかお金を出すということはきつい話でございます。なるべくならばという気持ちがあることはもう無理からぬところではございますけれども、しかしながらその利便も受けておるといふことの兼ね合いで、そういうたとえリッター当たり一円、二円といつても量が多からという先生の御指摘もつともだと存じますが、ただ、だからといってそれをストレートにすぐ何かしなうというのはいささかと私どももなかなか自信がございません。最初の方でも大臣からも御答弁がございましたように大臣の御指示を受けて勉強はさせていただきたいと思ひますが、御説明だけ申し上げさせていただきます。

○国務大臣(稲村利幸君) 先ほど私は、この問題ちよつとアバウトだったかと思ひますが触れさせていたしましたが、税体系のあり方、税の取り方等についていろいろ議論のあるところでございますが、先生の御指摘を踏まえてよく勉強させていただきます。

○山田勇君 まず、現在この公健法に基づいて公害保健福祉事業が行われているわけですが、これは公害病患者さんたちの健康回復のためのリハビリテーション事業、転地治療事業それから療養器具の支給、家庭における療養の指導などが内容となつております。これについては今でも患者さんから事業そのものについて不満の声が多く聞かれます。事業を一層充実させることが求められていると思ひますが、環境庁としては今後どのようにこの事業に取り組んでいくのか、まずその姿勢を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) 公害保健福祉事業につきましては従来ともその趣旨に従ひて忠実に私も充実することにも努めてまいつてきたのでございませうけれども、先生御指摘のとおり今でも患者の方々の不満等御意見があることは事実でございます。今後ともこの被認定患者の健康の回復が保持とか増進、このようなものが図られますよ

うに、新事業として実施されます健康被害予防事業と相まちまして事業内容の質的な充実とか運用方法の改善等によりまして事業をより一層効果的なものにしてまいりたい、このように努めて努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

○山田勇君 健康被害予防事業についてお尋ねをいたします。これは、総合的な環境保健に関する施策の推進また今後の健康被害の予防といったことを行おうとしておりますが、具体的にその内容並びにこの財源を確保するのにどのような手段をお考えになつておられるかお聞かせを願いたいと思ひます。

またこの財源については、基金の拠出を受けてその運用益を事業に充てるものとしておりますが、この基金の積み上げまでの程度の期間をお考えになつておられますか。

○政府委員(黒克己君) まず最初に予防事業の内容についてお答え申し上げます。

まずその必要性でございますけれども、現在の大気汚染の状況下では個人に対して個別に補償を行うのは適当ではないけれども、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないということから、大気汚染防止対策のほかに環境保健に關します施策を一層強化する必要がある、そういうようなことからこの新事業は環境保健に關する施策の一つとして実施されるものでございまして、中公審の答申を受けているものでございまして、その目的といたしましては、大気汚染によりまして健康被害を予防するためのものでございまして、国、地方公共団体が現在行つております健康被害防止のための一般的な対策を補充し、より効果あらしめるものとするものでございまして、具体的な内容でございますが、新事業は人の健康に着目いたしました環境保健事業と、それから環境そのものに着眼いたしました環境改善事業から成るのでございます。

環境保健事業は、原則として第一種の指定地域を解除された地域の人口集団を対象といたしまして、

て例えば健康相談や健診等による健康の確保、あるいはこの回復を図るといったようなものでございまして、主なものから申し上げますと、まず、例えば大気汚染の健康影響等に關します研究、第二番目のものとしたしましては、医師や保健婦等による呼吸器疾患にかかります相談や指導あるいは疾病を予防するための健診といったようなものでございまして、また三番目のものとしたしましては、呼吸器外来の整備によりまして医療の充実といったようなものが主なものとしてございまして、これらを行いますためにさまざまなメニューを用意して行なうのでございます。

また環境改善事業でございますが、例えば交通公害防止のための計画づくりや低公害車の普及促進等によりまして環境質自体を健康被害を引き起こす可能性のないものとするというようなことから行なうものでございます。

以上が新事業の主な内容でございます。この事業につきましましては、主として事業の対象となります地域を管轄いたしております地方公共団体がそのメニューの中から適当な事業を選択して実施するものでございまして、協会は環境庁の指導監督のもとに調査研究等の業務を行うのでございまして、けれども、地方公共団体に対して助成金の交付の業務を行うこと等によりましてこれを支援するということでございます。具体的なものとしましては、そのほかいろいろ個々別々にございまして、主なものとしては大体そのようなものが新事業の内容容並びに目的、趣旨それからこれの進め方といったようなものでございまして、財源等につきましては局長の方から御説明申し上げます。

○政府委員(加藤陸奥君) お尋ねのありました財源の關係等につきましてお答え申し上げます。

ただいま部長の方からも答弁がございました健康被害予防事業は、汚染原因者であるばい煙排出者及び大気汚染に關連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金によって基金をつくりまして、その運用益によってその財源を賄うというこ

とにしております。これにつきましては大体先ほど来お答えしておりますが、事業を実施あるものとして実施できるようにするために所要の額を確保する考えでございますが、具体的に言いますと五百億程度を積み上げていただきたいと考えておるわけでございまして、それをどうやって確保するかという点でございますが、この拠出につきましては環境庁といたしましては、経済団体連合会を初め経済界に対して基金に対する拠出を要請して行なうところでございまして、基本的には既にその拠出について協力することの合意をまとめているという旨の報告を受けておるところでございます。

それから積み上げまでにどれぐらいの期間がかかるかというお尋ねでございます。これ、その取り方等細かい点はちよつと先ほど一部申し上げたところでございまして、その期間を試算いたしてみますと、これはいろいろな推計でございますので正確にというのなかなか難しゅうございましてけれども、七、八年で所要の額は実現できるのではないかと考えております。

○山田勇君 そうしますと、この基金の積み上げは補償給付へ充当されない部分が積み上げられていくことになるわけですね。ということは、この基金の目標でありまして五百億円に達するの

に――既存の認定患者さんが早く治るということが望ましいというふうな考えでございますが、しかし実際には病気のことでずからどうなるかわかりません。そこで、既存の認定患者さんたちの更新に当たつては絶対に不利益になるようなことがないよう、いやしくも切り捨てというふうなことがないようにならなければならないと思ふんですが、この点は大丈夫でしょうか。

○政府委員(黒克己君) 被認定患者さんに対する認定の更新等についてでございますが、これはもう先生御指摘のとおり病気が治るということが最も望ましいことでございますが、もちろん私ども從來から各県、市、区に対しまして指導や通知をいたしておるわけでございまして、公正で統一的な事務が行われるように努めてまいつたところで

ございますし、現在でも四十一の各指定地域の方々と行政上のつながり申しましようか、連絡等を通じて指導あるいは意見をいただくといったような連携に努めておるところでございます。

御指摘の基金を積み上げますために認定の更新等において患者に不利益を行うようなことは私どもはいたしません。私も、あくまでもこれまでの延長線上で、少なくとも不利益になるようなこととはいたさない考えでおるものでございまして、あくまでも健康を回復する方向で治療体系を整備することであるいは予防事業を行う等といったようなことで相努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山田勇君 基金の積み上げに当たつては、現在でも地域指定外の企業が負担を求められて、制度発足のときからそれがおよそ百八十倍にもなつております。このような状態の中で認定患者さんの補償給付を続けていくわけですが、そこで中小企業に対する配慮を十分考えていただきたいと思ふんですが、環境庁としてはどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) 補償給付の關係についての費用のことでございますが、この費用につきましてはばい煙排出者から賦課金を徴収していくことになるわけでございまして、ばい煙排出者である以上その責務はどうしても果たしていただかなければならないというのが基本でございます。

なお、中小企業という言葉はストリートに当たるとどうか、ほぼ趣旨は合うのではないかと存じますけれども、いわゆる排出ガス量が小さい事業者、中小企業が大部分当たるとは言えますが、特殊な排出量の多い中小企業もないとは言えませんが、先生の御趣旨に全く合つていないわけにはいかぬかもしれませぬけれども、これは、現行制度におきましてそれから今度の現在御審議願つておる法律の方も同じ考え方でございまして、その費用負担を求めないことにいたしておりますが、量の少ない、極めて少ないけれども、比較的

量の少ない企業からは費用負担を求めないということにしております。これは今後例えば指定地域が解除された後も考え方は同様でございます。

○山田勇君 この健康被害予防事業を進めていく上で基金の運用益を充当していくとするんであれば、そう簡単にすぐにこの財源が満たされるとは考えられませんが、見込みとしておおよそ二十五億円とも言われております当初の財源の確保について、改正法案には拠出された基金そのものを使えるということがありますが、さらに国としての財源の確保についてはどのように対処されるか、まずこの方針をお尋ねいたしておきます。

○政府委員(加藤隆美君) 積み上がるまでの間のお尋ねでございますが、健康被害予防事業の財源は、先ほどもお答え申し上げましたとおり汚染原因者等からの拠出金によって基金を設けその運用益によって賄うことを基本といたしております。ただ、所要の規模の基金が積み上がるまでにはある程度の期間が必要であると見込まれるわけでございますけれども、それまでの間は、改正法にも定めておられるわけでございますが、汚染原因者等から拠出される拠出金の一部を直接事業費に充てることによりまして事業を実施してまいりたいと考えております。

○山田勇君 この改正案には国は財源の措置ができるものとなっております。国民の健康、生命を守るためには国としても積極的にその役割を果たすことが当然であります。この点、環境庁としては財政当局に強く求めていく姿勢が重要ではないでしょうか。その点でこれからの環境庁のいろんな姿勢が問われていくと思います。

次に、現在独自に補償給付の制度を持つている地方自治体もあるわけですが、このような制度は、今回の法改正に伴ってそのままでは補償給付に当たって矛盾が生じるおそれがあります。この点地方に支障が生じないように対応しなければならぬと思いますが、環境庁の認識並びに対処方針をお聞かせください。

○政府委員(加藤隆美君) 特段のお尋ねという意

味合いがなしに意見として申し上げられたのかもしれませんけれども、私もどうしても、前段の方で申されました国としても財政当局に頑張れという御指摘、御趣旨もよく踏まえながら環境庁としては所要の措置を講ずる考え方でございまして、今後財政当局とも十分調整してまいりたいと思っております。

○政府委員(目黒克己君) 現在独自の救済制度を有する自治体についてどのように私どもが対処をする考えであるかという御質問でございますが、公健法に類似するあるいは関連する地方の独自の制度といたしましては、公健法の認定患者に対する給付の上乗せ等を行ったり、あるいは公健法の対象外の患者への医療費の補助等を行うものなどさまざまなものがあるわけでございます。それぞれ制度の性格や内容が違っていることは承知いたしておるのでございます。例えば東京都が公害健康被害補償法の指定地域以外の地域を含め東京都内全域を対象としておりまして、この給付の内容としては、十八歳以下の指定四疾病患者者に対して医療費の自己負担分を支給するといったようなこと等を東京都はやっておられるわけでござい

ます。これらの独自の制度を今後どのようにしていくのかということについてでございますが、これは、私ども環境庁が地方自治体に対してどうこう言うことではございませんで、地方自治体がそれぞれ御事情あるいはそれぞれの状況のもとに御判断されるものと考えているのでござい

ます。しかしながら、今回の公健法制度の改正の考え方や内容が地方の制度運用等について参考になる場合もあるということはございまして、そのような場合にあるいは地方公共団体等が――私ども、再々申し上げておりますように地方公共団体とは以前からこの執行のために互いに連携を強めてこの制度を運用をいたしておるのでござい

ます。で、地方公共団体の求めに応じて十分な説明等は行ってまいりたいと思っております。

○山田勇君 去る七日に現地視察ということで板

橋に行ってきたのでありますが、都市部における幹線道路の大気汚染対策は今後も一層促進していかなければならないと痛切に感じた次第であります。このことは、いわゆる環境対策ということでは解決しようとしても難しいのではないかと、すなわちこれは都市問題として対処しなければならぬと思っております。

東京都はこの七日に大気汚染の六十二年年度測定結果を発表していますが、環境庁としては対策の強化充実について具体的にどのようなことを考えているのかをお聞かせください。

○政府委員(長谷川慧重君) 道路交通公害対策をいような形でやっておるわけでございます。基本的には自動車一台ごとの排出ガスの規制あるいは立体交差化等の局地的な道路構造の改善が必要なのでござい

ますが、それに加えて、先生からお話ございましたように都市の全域にわたるような広域的な対策もあわせて行うことが重要だと考えているところでござい

ます。またどんなようなことを考えているのかというお尋ねでございますが、例えば環境の保全に十分配慮いたしました環状道路を整備いたしまして、大規模な物流施設をそこに適正に配置することによりまして大型トラックの都心部への乗り入れを抑制したりあるいは不必要な通過交通を排除していくこと、あるいは輸送の協同化などによりまして貨物輸送の合理化によりましてトラック交通量を少しでも減らす、さらには公共輸送機関の機能を強化いたしますことなどによりまして自家用乗用車の利用の抑制を検討するなど都市構造全般にかかわりますような対策があるわけでござい

ます。このような対策につきましては現在環境庁におきまして、関係省庁、地方公共団体の協力を得まして京浜・阪神地域において今申し上げましたようないろいろな対策を総合的に推進するための計画づくりを行っているところでございます。現在、このところ、本年度中にこの計画の取りまとめを行いましてその推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○山田勇君 これは都市部全体というか、交通体系の見直しという形の中でも今後私、建設委員会の委員です。そういう点また別の委員会でもいろいろとお話をしていきたいと思っております。例えば車一台で牽引車のなもので荷物を多く運べるというんですが、これは、長さそれから道路上の問題、曲がらぬに牽引車の場合は大きな回り方をしなければならぬ、そういうような問題等々は残されるんですが、牽引車のものをこれから少し考えていきますと一台の車で二台分ぐらいは輸送できるんじゃないか。牽引車そのものは排気ガスを出しませんので、出荷場所を集中化した中でそういう排気ガスのないトレーラーによって運ぶとか、そういうような全体的な大きな構想とい

いますか、都市問題として今後考えていかなければならないというふうに考えております。そこで、この改正法案の審議は十分に尽くさなければなりません。公害患者の方々の救済ということとは病気を治すということであると考えます。この点、環境庁としては今後補償から予防へという流れに転換していくのだと聞いておりますが、現実には患者さんは存在しているものであります。この人たちの救済ということに今後一層しっかりと環境庁としての責任を果たすことに努力していただきたいと思います。患者さんの持つて

いる不信任も取り除いていかなければなりません。法律案提出の責任者としての長官の強い御見解と御所見を伺って、私の質問を終わります。

○国務大臣(稲村利幸君) 山田先生御指摘のとおりでございます。環境行政は国民の健康の保護を使命とするものであり、あくまで国民の健康と生活を守る立場から時代の変化に対応した施策を進めていくことが基本であると考えております。

今回の制度改正において指定解除が行われた場合においても、既に認定を受けておられる患者の方々につきましては従前どおり補償給付の支給を行い、その保護に欠けることのないように万全を期する所存でございます。

○委員長(松尾富平君) 本案に対する本日の質疑

はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

九月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第一八四〇号)(第一八四二号)(第一八四三号)(第一八四四号)

一、公害指定地域の解除反対等に関する請願(第一八四九号)

一、公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五三号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一号)(第一八九二号)

一、公害指定地域の解除反対等に関する請願(第一八九三号)(第一九〇〇号)

一、公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九三五号)(第一九六五号)

第一八四〇号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区北区形町一ノ五ノ二 加藤修二 外九百九十九名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八四二号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区中川区野田一ノ六一 野

村輝夫 外四百九十八名

紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八四二号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(二通)

請願者 大阪府八尾市長池町一ノ四八ノ一 三木標造 外五百七十四名

紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八四三三 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府城東区今福西ノ三ノ七 寺阪勝 外四百六十名

紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八四四号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 東京都葛飾区西亀有二ノ五七ノ一 土倉昭夫 外千四百十二名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八四九号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東四ノ一三ノ六 成宗診療所 加藤敏 外四百五十五名

紹介議員 田淵 勲二君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八五〇号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 名古屋市中村区岩塚町四ノ四ノ二 加藤美津子 外四百五十名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八五一号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 愛知県東海市名和町前郷九ノ〇三 〇 唐沢清治 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八五二号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 東京都江戸川区小松川四ノ九〇 今和彦 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八五三三 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市富松町三ノ一九ノ二 九 芥川浩平 外三百名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八七二号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区鳴尾一ノ一六七 青山九一 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八七三三 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

制度の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府東淀川区菅原五ノ九ノ一 村木房子 外三百三十九名

紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八七四号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区蒲田二ノ六ノ七 田中一浩 外千八百三十六名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八七五号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(三通)

請願者 大阪府鶴見区横堤二ノ二ノ二ノ三〇一 福西浅夫 外三百四十四名

紹介議員 野末 陳平君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八七六号 昭和六十二年九月二日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区緑区太子三ノ二四ノ三〇 五 片山純子 外九百九十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八八七号 昭和六十二年九月三日受理

公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府豊中市待兼山町二ノ一 岡本圭介 外三百九十四名

紹介議員 及川 一夫君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八八八号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府東大阪府下小阪三ノ五ノ三  
四 丸山茂樹 外四百九十九名  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八八九号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 奈良県橿原市五条野町一、五二〇  
ノ二四二 瀬川令子 外七百三名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府淀川区新北野二ノ二ノ二一  
辻愛子 外三百六名  
紹介議員 田淵 勲二君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九一〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九二〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九四〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九五〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九六〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一八九七〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府堺市幸通二ノ一八 江本一  
枝 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

昭和六十二年九月二十八日印刷

昭和六十二年九月二十九日発行

参議院事務局

印刷者、大蔵省印刷局

I

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九一七号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一三ノ二  
〇 吉田ひろ子 外七千八百七十  
三名  
紹介議員 香取タケ子君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第一九三三〇号 昭和六十二年九月三日受理  
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償  
制度の改善・拡充に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島町鶴新田三三〇  
二八 田辺和一 外千二百八名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第四号中正誤  
ページ 段行 誤 正  
ハ 四から 六 穩して 隠して  
二 四三 オールオアなん オール・オア・  
一 一二 申しもと、 申しますと、